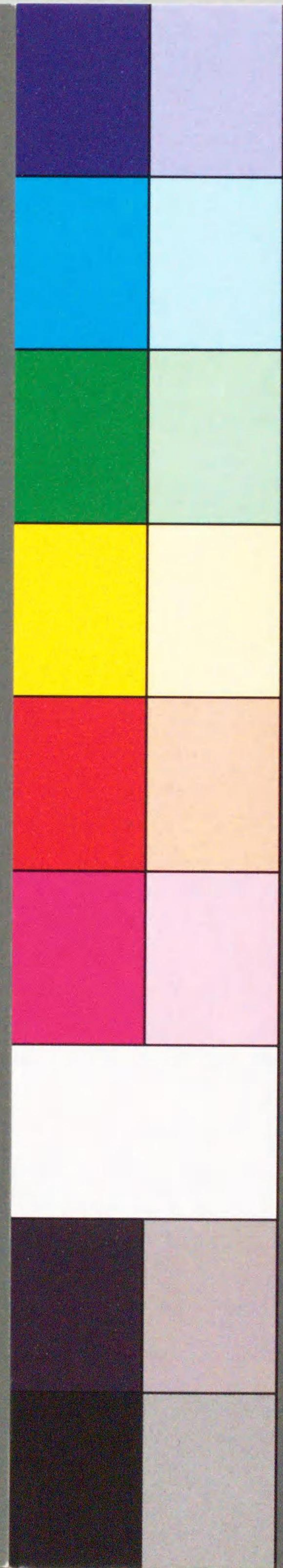


Inches 1 2 3 4 5 6 7 8  
cm 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19

# Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black



# Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



Y994-J3269  
\*1200701642815\*



## 特別市制問題と歐米大都市制度



東京市會事務局

Y9 J3



Y994-J3269



I 種  
W





一國の行政體系に於ける都市行政の地位は、人口都市集中の世界的趨勢と共に、近時愈々其の重要性を加へつゝあり。就中大都市に於て然りとす。由來、都市は其の性質上、常に其地方に於ける文化、思想、經濟等の中心にして、隨て都市の興亡隆替は、延いて國運の消長に至大の關係あり。かるが故に、歐米先進國に於ては何れも都市改良に、深甚の考慮を拂ひ、之が利福増進の爲めには、最善の用意と、周到なる注意を加へ、萬遺漏なきを期し居るの現況なり。殊に首都に對しては、其の代表的面目を保持せしめ、其の向上發展を助長せんが爲め、之を一般地方行政より分離し、一種の優勝的地位を認め、中央政府直接監督の下に、廣大なる自治權を付與し以て其の特殊的地位を確保せしむ。彼の塊國の如きに至りては、其の首都維也に對し、其の組織、作用等舉げて、一國の基礎法たる憲法中に規定する等、用意實に見るべきものあり。これ固より都市の重要性より來る當然の歸結たらずんばあらず。



然るに翻て、本邦都市行政の現状は如何。吾人は遺憾の念轉た切なるものあるを覺ゆる也。

惟ふに本邦地方制度は、明治二十三年の發布にかゝる。當時三都に限り、所謂特例制度(府知事をして市長の職を採らしむ)を施行せられたり。然るに該制度は、官治の要素極めて多く、却て自治の大精神に背反するものありしを以て、熾烈なる反對を蒙むり、同三十一年此の制度は撤廢せられ、遂に、全國各市同一市制の下に律せらるゝに至れり。されど其の結果は、地方邊陲の小都市も、天下の大都市も、併列同架の制度を以て、臨まるゝことゝなれり。

案するに凡そ地方自治の制度は、都會村落大小等の異同と、其の團體の國家に對する關係の厚薄に應じ、其の編制を異にするを要す。彼の小都會及村落に町村制を布き、其の大なる都會に市制を布きたるは、畢竟此の主義の實現に外ならず。然るに何ぞや、人口夥多にして、廣汎なる事業を經營する。天下の大都市も、地方邊陲の小都市も、同一制度の下に律せんとするが如きは、是れ百丈の布を度るに尙尺を以てするに等しく、到底圓滿なる自治の發達を期するを得ざるは、寔に見易き道理にして、之

を前述海外諸都市の例に見るも、其の非識者を俟て知るべきに非らず。殊に我が東京市の如きは、輦轂の下に在り、政治文化の中心地にして、社會輻軸の存するところなるに加へ、國際儀禮上亦特殊の地位を占むる等、特別市制要求の特殊理由を有す。

尙現行制度に於ては、市は府の管轄下にある爲め、郡部施設に要する經費、即ち三都經濟制に基づく不均衡なる負擔の外、尙府市が互に獨立して經營する事業の重複、例之社會事業の施設、中等教育機關の併立、都市計畫事業の不統一等、是等機關の重複に因て生ずる冗費等、其の弊殊に尠からざるものあり。

斯くの如く、現行制度は、首都及大都市に對し、極めて不適應なるものと斷せらるゝに、尙容易に、高級特別市制の實現を見る能はざるは、寔に遺憾に堪へざるところなり。

然るに今や、政府に於ても、地方自治權の擴張に關しては、其の必要を認め、著々具體的研究の歩武を進めつゝあるやに仄聞す。寔に、空谷に梵音を聽くの感なくんばあらず。



此の秋に際し、従來市會の採り來れる實行運動の經過、竝に政府及議會に於ける本、問題の處理、及び歐米大都市に於ける現行制度の概畧等を輯纂し、一察に供するは、徒爾の業に非らざるべきを信じ、此の小冊子を編むこととせり。されど忙餘の企圖、杜撰固より免れざるどころなれども、本問題論議に方り何等かの參考たり得ば、編纂の目的は達せられたるものなり。

昭和二年九月

### 特別市制問題と歐米大都市制度

#### 目次

第一編 東京市特別制度改正に関する沿革	一
帝國議會に於ける沿革	一
東京市會に於ける沿革	六
提案論議せられたる案の内容	一〇
東京市制案	一〇
東京市に關する法律案	一〇
東京市制案	二
東京都制案	二
千代田縣設置に關する法律案	二
東京都千代田縣組合法案	三



東京市及大阪市に關する法律案……………一七

東京市に關する法律案……………一八

東京市制案……………一九

六大都市行政監督に關する法律案……………二〇

區制案……………二〇

東京都制案……………二七

帝都制案……………二七

臨時大都市制度調査會答申要綱……………二八

東京市に關する法律案……………三三

**第二編 東京市特別制度に對する政府の態度**……………一

はしがき……………一

第一期(自明治二十三年至同三十一年)……………二

經過概要……………二

第五、第六議會に於ける態度……………二

第九議會提案に對する態度……………三

第十議會に於ける態度……………四

第二期(自明治三十二年至同四十四年)……………五

經過概要……………五

第十五、第十六議會に於ける態度……………六

第二十二議會に於ける態度……………七

第二十四議會に於ける態度……………八

第二十七議會に於ける態度……………一〇

第三期(自大正七年在)……………一一

經過概要……………一一

(一) 區制案竝に六大都市行政監督に關する法律案……………一二

(二) 臨時大都市制度調査會の設置……………一三

(三) 政府の都制草案……………一三

第四十一議會に於ける態度……………一五



第四十六議會に於ける態度	一六
第五十議會に於ける態度	一七
第五十二議會に於ける態度	一九
特別制度に對する論點	一九
都長選任方法	二〇
都の區域	二〇
都會	二三
警察權	二四
區	二四
第三編 歐米大都市制度	一
倫敦都制	一
第一章 倫敦都沿革	一
第二章 英國地方制度の概略	三
寺區	三

地方區	四
市街區	四
都市	五
縣	六
縣の資格を有する都市	六
第三章 倫敦都行政組織	七
倫敦都會	八
組織	八
權限	八
都會の委員組織	九
職制	九
倫敦各區	一二
倫敦市(倫敦中樞區)	一四
市會	一五



市參事會	一六
選舉會	一六
第四章 概論	一六
ワシントン及ニューヨーク市制	一九
第一章 アメリカ合衆國に於ける市政概略	一九
市長市會制	一九
理事制	二〇
都市支配人制	二一
州と市との關係	二二
第二章 ワシントン府制	二四
ワシントン府沿革	二四
ワシントン行政組織	二六
第三章 ニューヨーク市制	二八
紐育市沿革	二八

紐育市行政組織	二九
市長	三〇
局課長	三一
會計監督	三一
市會	三二
市參事會	三三
財務委員會	三三
總主事	三五
區長	三六
伯林都制	三七
第一章 伯林都沿革	三七
第二章 獨國地方制度	三九
市會	四〇
市參事會	四一



市町村行政事務	四三
官廳事務	四三
市長市會制に於ける市長	四三
第三章 大伯林都行政組織	四四
地域	四四
行政組織	四四
都長	四五
都參事會	四五
都會	四六
大伯林都の區制	四六
區會	四七
區理事會	四八
大伯林に於ける特別行政區劃	四九
巴里都制	五一

第一章 巴里都沿革	五一
第二章 佛國地方制度	五二
普通地方制度	五二
縣	五二
郡	五三
市町村	五四
鄉	五四
特別地方制度	五五
セーヌ縣の行政組織	五五
セーヌ縣知事	五五
警視總監	五六
セーヌ縣會	五六
第三章 巴里都の特別的地位	五七
第四章 巴里都行政組織	五九



巴里都行政機關……………五九

セーヌ縣知事(巴里都長)……………六〇

警視總監……………六一

都會……………六二

區長及助役……………六五

維也都制……………六七

第一章 維也都沿革……………六七

第二章 埃國地方制度……………七九

第三章 維也都行政組織……………七〇

首都維也的地位……………七〇

維也都制の概略……………七一

都會……………七一

都長……………七二

都元老院及各個々の都吏員を兼ねる都參事會員……………七三

都元老院……………七三

都吏員を兼ねる都參事會員……………七四

都委員會……………七四

都參事會……………七五

維也の區行政……………七七

區會及區長……………七七

第四章 邦としての維也……………七八

(終)



第一編 東京市特別制度改正に関する沿革



# 東京市特別制度改正に關する沿革

## 其一 帝國議會に於ける沿革

### 第一 東京都制案(百三十三ヶ條)

附 武藏縣設置法律案東京郡及武藏縣聯帶支辨の費用に關する法律案

明治二十九年一月(第九議會)政府より貴族院へ提出同院に於て委員付託となりしも政府に於て撤回せり

### 第二 東京市制案(百三十二ヶ條)

附 千代田縣設置法律案東京市及千代田縣連帶支辨の費用に關する法律案

三十年三月(第十議會)肥塚龍氏外三名より衆議院へ提出せしも反對者多く同院に於て遂に否決となれり

### 第三 東京市に關する法律案(五ヶ條)

三十二年二月(第十三議會)鳩山和夫氏外七名より衆議院へ提出同院に於ては可決せし



も貴族院に於て否決となれり

第四同 上(同 上)

三十三年二月(第十四議會)鳩山和夫氏外九名より衆議院へ提出同院に於ては可決せしも貴族院に於て否決となれり

第五 東京都制案(百六十二ヶ條)

附 千代田縣設置法律案東京都千代田縣組合法案

三十四年三月(第十五議會)伯爵清棲家教氏外四名より貴族院へ提出修正可決の上衆議院へ送付し同院に於て委員付託の儘閉院となれり

第六同 上(百六十ヶ條)

附同 上

三十五年二月(第十六議會)伯爵清棲家教氏外三名より貴族院へ提出(前年修正の上衆議院へ送付したるもの)多少修正可決の上衆議院へ送付し同院に於て委員付託の儘閉院となれり

第七 東京市制案(百六十二ヶ條)

三十九年三月(第二十二議會)江間俊一氏外十名より衆議院に提出可決の上貴族院に送付し同院に於て委員付託の儘閉院となれり

第八同 上(同 上)

四十年二月(第二十三議會)磯部四郎氏外十五名より衆議院に提出可決の上貴族院に送付し同院に於て委員付託の儘閉院となれり

第九同 上(同 上)

四十一年二月(第二十四議會)磯部四郎氏外十五名より衆議院に提出したるに同院に於て貴族院より送付し來りたる東京都制案外二案と同一委員に付託したる儘閉院となれり

第十 東京都制案(百五十二ヶ條)

附 千代田縣設置に關する法律案東京都千代田縣組合法案

四十一年二月(第二十四議會)子爵岡部長職氏外四名より貴族院に提出可決の上衆議院に送付し同院に於て東京市制案と同一委員に付託したる儘閉院となれり

第十一 東京市制案(百六十二ヶ條)

四十二年三月(第二十五議會)稻茂登三郎氏外十一名より衆議院に提出したるに同院に



於て貴族院より送付し來りし東京都制案外二案と同一委員に付託したる儘閉院となれり  
第十二 東京都制案(百五十二ヶ條)

附 千代田縣設置に關する法律案東京都千代田縣組合法案

四十二年三月(第二十五議會)男爵松平正直氏外五名より貴族院に提出可決の上衆議院に送付したるに同院に於て東京市制案と同一委員に付託したる儘閉院となれり

第十三 東京市制案(百六十二ヶ條)

四十三年三月(第二十六議會)稻茂登三郎氏外十七名より衆議院に提出したるに同院に於て委員付託の儘閉院となれり

第十四 東京都制案(百五十二ヶ條)

附 千代田縣設置に關する法律案東京都千代田縣組合法案

四十三年三月(第二十六議會)男爵松平正直氏外七名より貴族院に提出したるに同院に於て委員付託の儘閉院となれり

第十五 市制改正法律案(百八十一ヶ條)

四十四年三月(第二十七議會)政府より衆議院に提出可決の上貴族院に送付し同院可決

に付同年四月裁可發布せられたり

第十六 東京市に關する法律案(四ヶ條附則)

四十四年三月(第二十七議會)尾崎行雄氏外四名及福田又一氏外六名より同文二通衆議院に提出したるに同院に於て「東京市」と「東京市及大阪市」と修正可決の上貴族院に送付し同院に於て否決したり

第十七 東京市に關する法律案(十一ヶ條)

大正八年三月(第四十一議會)近藤達兒氏外七名より衆議院に提出したるに同院に於て委員付託の儘閉院となれり

第十八 六大都市行政監督に關する法律案

十年三月(第四十四議會)政府より衆議院に提出可決の上貴族院に送付し同院に於て委員付託の儘閉院となれり

第十九 區制案(二十八ヶ條附則)

十年三月(第四十四議會)政府より衆議院に提出修正可決の上貴族院に送付し同院に於て委員付託の儘閉院となれり



第二十 六大都市行政監督に關する法律案

十一年二月(第四十五議會)政府より衆議院に提出可決の上貴族院に送付し同院可決に付同年四月裁可發布せられたり

第二十一 帝都制案(百八十八ヶ條)

附 東京府廢止並神奈川縣界變更に關する法律案

十二年三月(第四十六議會)鳩山一郎氏外九名、近藤達兒氏外六名及作間耕逸氏外七名より衆議院に提出したるに同院に於て委員付託の儘閉院となれり

第二十二 東京市に關する法律案(八ヶ條附則)

十四年三月(第五十議會)頼母木桂吉氏外十二名より衆議院に提出可決の上貴族院に送付し同院に於て委員付託の儘閉院となれり

其二 東京市會に於ける沿革

第一 明治二十九年十月二十六日の市會に於て浦田治平氏より特別市制廢止請願委員を設け且つ其委員に新法案を起草せしめ之を參考に提供するの建議を提出し可決す

右委員は翌三十年二月三日の市會に特別市制廢止請願書と東京市制案とを提出し同月二十二

日の市會に於て可決せり(此結果の一部は帝國議會に於ける沿革第二となる)

第二 三十一年十一月二十一日の市會に於て秋虎太郎氏より東京市制設定請願に關する委員設置を

建議し可決す(此委員には制度調査其他機宜の處置を一任す)

右委員は三十二年二月十日の市會に請願書と東京市制案(百三十ヶ條)を提出し可決す依て監督官廳及貴衆兩院へ提出し尙此法案は市選出衆議院議員より建議として同院へ提出せしむる手續中なりしも郡部の反對ありし爲め五ヶ條の單行法とすることを該委員より二月十八日の市會にて承認を求め前の請願書と參考の法案は撤回することに決したり(此結果は帝國議會に於ける沿革第三となる)

第三 三十二年十一月二十二日の市會に於て高橋庄之助氏より東京市制設定請願委員設置を建議し可決す右委員は前項五ヶ條案の第二條に一項を加へて衆議院議員に建議提出を依頼したり

(此結果は帝國議會に於ける沿革第四となる)

第四 三十七年五月十一日の市會に於て松田秀雄氏より東京市制調査委員設置を建議し可決す

第五 三十八年一月七日の市會に於て東京市制案調査委員會に於て決定したる案を報告したるも議



事を延期す

同年十二月二十日の市會に於て右調査委員報告の東京市制案を可決し且つ市會全員を實行委員とす(此結果は帝國議會に於ける沿革第七となる)

第六 三十九年十一月二十七日の市會に於て城數馬氏より前に議決したる東京市制案の帝國議會通過を期する爲實行委員設置を建議し可決す(此の結果は帝國議會に於ける沿革第八となる)

第七 四十一年一月二十八日の市會に於て關幸太郎氏より東京市制實行に關する委員設置を建議し可決す(此の結果は帝國議會に於ける沿革第九となる)

第八 四十三年一月二十六日の市會に於て黒須龍太郎氏より東京市制調査及實行に關する委員設置を建議し可決す(此の結果は帝國議會に於ける沿革第十三となる)

第九 四十四年三月八日の市會に於て福田又一氏より東京市に關する法律案に付貴衆兩院に請願書提出及實行委員設置を建議し可決す(此の結果は帝國議會に於ける沿革第十六となる)

第十 大正六年二月二十七日の市會に於て村松恒一郎氏外三名より東京市制案調査委員設置を建議し可決す

第十一 七年二月七日の市會に於て東京市制案調査委員の意見報告を可決す

第十二 七年六月十八日の市會に於て加藤正義氏外十三名より市政計畫調査委員設置を建議し可決す

第十三 八年二月二十八日の市會に於て東京市特別市制に關する建議及東京市制を設くるの請願書を可決す(此の結果は帝國議會に於ける沿革第十七となる)

第十四 八年十月二十九日の市會に於て東京市制案を可決す

第十五 九年五月二十七日の市會に於て桐島像一氏外二十三名より東京市特別市制實行委員設置を建議し可決す

第十六 十一年七月十九日の市會に於て秋山朗氏外四名より特別市制速成に關する實行委員設置を建議し可決す

第十七 十二年十月六日の市會に於て戸倉嘉市氏外七十五名より都市計畫事業及特別市制施行に關する意見書提出を建議し可決す

第十八 十三年六月三十日の市會に於て中田敬義氏外七十三名より特別市制制定に關する意見書提出を建議し可決す



第十九 十五年九月二十五日の市會に於て村松恒一郎氏外二十名より都制に關する實行委員設置を建議し可決す

### 其三 提案論議せられたる案の内容

(一) 東京市制案(明治三十二年二月 東京市會議決)

法文浩翰に付要旨のみを掲ぐ

#### 要旨

市を府の區域外とし内務大臣直接監督す市長副市長を公選とし其の任期を六年とするもの

(二) 東京市ニ關スル法律案(明治三十二年二月 衆議院提出法律案)

第一條 東京市公共事務ニ付テハ特ニ内務大臣直接之ヲ監督シ市制中府知事又ハ府參事會ノ職權ニ屬スヘキモノハ總テ内務大臣ニ專屬ス

第二條 前條ノ事務ニ關シ市制中府知事又ハ府參事會ヲ經由シ行政裁判所ニ出訴スヘキモノハ直ニ

行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

内務大臣ノ懲戒處分ニ對シテハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得ス

第三條 市制中府參事會ニ於テ市會又ハ市參事會ニ代リ處分スヘキ場合ハ市長内務大臣ノ認可ヲ經テ之ヲ處分シ次ノ市會ニ報告スヘキモノトス

第四條 本法規定ノ外ハ總テ市制ヲ適用ス

#### 附則

第五條 此法律ハ明治三十三年四月一日ヨリ施行ス

#### 理由

東京市ハ輦轂ノ下ニシテ帝國首府ニ位シ人口百四拾萬ヲ有ス此人口ヲ以テ各市ノ平均人口ニ比スレハ其十九倍各府縣ノ平均人口ニ比スレハ殆ント其二倍タリ更ニ經費ヲ以テ之ヲ云ヘハ東京市一歲ノ支出總額ハ三百五拾萬圓以上ニ達ス之ヲ各市ノ平均支出總額ニ對シ其三十三倍各府縣ノ平均地方稅支出總額ニ對シ其五倍タリ加之巨額ノ經費ヲ投シテ既ニ水道改良ヲ行ヒ市區改正事業ハ今尙ホ施行中ニ係レリ況ンヤ前途教育衛生及ヒ土木ノ完備ヲ期スルノミナラス復タ將サニ東京灣築港ノ一大事業ヲ起サントスルニ於テオヤ其規模ノ廣大ニシテ經營ノ多端ナルヲ想見スヘシ然ニ此大都府ヲ支配



スルニ他ノ小都市ト一律ノ市制ヲ以テス容易ニ其治績ヲ舉クル能ハサルヤ論ヲ俟タメ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

(三) 東京市制案(明治三十八年十二月東京市會決議爾來修正同四十二年二月衆議院提出法律案)

要旨 前市制案に同じ

(四) 東京都制案(明治四十一年一月貴族院提出法律案)

要旨

東京府を二分し東京市を都となし都には官吏たる都長官を置き之を統轄せしむ都は府縣と相並て國に直隸する團體と爲し即ち内務大臣の直接監督とするもの

(五) 千代田縣設置ニ關スル法律案(明治四十一年一月貴族院提出)

第一條 東京府ヲ廢シ千代田縣ヲ置ク

從來ノ東京府ノ區域中東京都ノ區域ト爲スヘキモノヲ除キ其ノ他ヲ以テ千代田縣ノ區域ト爲ス

第二條 本法施行ノ際縣會及縣參事會ノ職務ニ屬スル事項ニシテ急施ヲ要スルモノハ其ノ成立ニ至ル迄ノ間縣知事之ヲ行フ

第三條 本法施行ノ際議員ヲ選舉スルニ必要ナル選舉人名簿ノ調製ニ限り府縣制第九條乃至第十二條ノ期日及期限等ハ勅令ヲ以テ別ニ之ヲ定ムルコトヲ得但シ其ノ選舉人名簿ハ翌年調製スル選舉人名簿確定ノ日迄其ノ效力ヲ有ス

第四條 現行ノ法令中東京府郡部トアルハ千代田縣ニ該當ス

第五條 本法ハ東京都制施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第六條 本法ヲ施行スル爲必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

理由書

東京都制ノ制定ニ伴ヒ從來ノ郡部ヲ區域トシテ新ニ縣ヲ置クノ必要アリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

(六) 東京都千代田縣組合法案(同上)

第一條 東京都及千代田縣ノ共同事務ヲ處理スル爲東京都千代田縣組合ヲ置ク



組合ニ於テ處理スヘキ共同事務ノ範圍ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

組合ハ法人トス

第二條 東京都千代田縣組合ニ組合會ヲ置ク

組合會議員ハ名譽職トス

組合會議員ノ定數ハ東京都會及千代田縣會ノ議員定數ヲ合シタル數ノ三分一トス但シ端數ハ之ヲ除算ス

第三條 組合會議員ハ東京都會及千代田縣會ニ於テ議員中ヨリ選舉ス

各會ニ於テ選舉スヘキ組合會議員ノ數ハ內務大臣之ヲ定ム

第四條 組合會議員ノ定數及其ノ配當ハ第五條第一項ニ依リ選舉ヲ行フ場合ニ非サレハ之ヲ變更セ

第五條 組合會議員ノ選舉ハ東京都及千代田縣會ニ於テ各其ノ總選舉毎ニ之ヲ行フヘシ

組合會議員ノ定數又ハ配當ヲ變更シタル爲解任又ハ選舉ヲ要スル場合及補闕選舉ニ關シテハ府縣制第七條第三項及第八條ノ規定ヲ準用ス

第六條 組合會ノ議長及副議長ハ前條第一項ニ依リ選舉ヲ行フ毎ニ之ヲ改選スヘシ

第七條 組合會ハ東京都會及千代田縣會ニ於テ選舉スヘキ組合會議員定數各半數以上出席スルニ非サレハ會議ヲ開クコトヲ得ス

第八條 組合會ノ職務權限及處務規程ニ關シテハ本法中別ニ規定スルモノヲ除クノ外都制第二章第二款ノ規定ヲ準用ス

第九條 東京都千代田縣組合ニ組合參事會ヲ置キ都長官高等官三名及名譽職參事會員八名ヲ以テ之ヲ組織ス

第十條 名譽職參事會員ノ選舉ニ關シテハ第三條第四條及第五條第一項ノ規定ヲ準用ス

東京都會及千代田縣會ハ各其ノ選舉スヘキ名譽職參事會員ノ闕員ヲ補充スル爲之ト同數ノ補充員ヲ選舉スヘシ

第四條及第五條第一項ノ規定ハ名譽職參事會員ノ補充員ノ選舉ニモ之ヲ準用ス

名譽職參事會員ノ配當ヲ變更シタル爲名譽職參事會員及其ノ補充員ノ解任又ハ選舉ヲ要スル場合ニ關シテハ府縣制第七條第三項及第八條第一項第三項ノ規定ヲ準用ス

第十一條 組合參事會ノ組織及選舉並職務權限及處務規程ニ關シテハ本法中別ニ規定スルモノヲ除クノ外都制第三章ノ規定ヲ準用ス



第十二條 組合會議員及名譽職參事會員ノ費用辨償ニ關シテハ都制第四章第三款ノ規定ヲ準用ス

第十三條 東京都長官ハ東京都千代田縣組合ヲ統轄シ之ヲ代表シ其ノ行政事務ヲ擔任ス

都長官其ノ他官吏ノ組合行政ニ關スル職務關係及處務規程ニ付テハ府縣制第四章第二款ノ規定ヲ準用ス

第十四條 組合ノ費用ハ財産ヨリスル收入其ノ他ノ收入ヲ以テ充ツルモノノ外之ヲ東京都及千代田縣ニ分賦スヘシ

組合費用分賦ノ割合ハ組合會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

組合費用ノ分賦方法ニ關スル必要ノ事項ハ内務大臣之ヲ定ム

第十五條 府縣稅ニ關スル事項ヲ除クノ外府縣制第五章ノ規定ハ之ヲ組合ノ財務ニ準用ス

第十六條 組合ノ監督ニ關シテハ府縣制第六章ノ規定ヲ準用ス

第十七條 本法ニ規定スルモノノ外東京都千代田縣組合ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十八條 本法ハ東京都制施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十九條 本法施行ノ際組合會及組合參事會ノ職務ニ屬スル事項ニシテ急施ヲ要スルモノハ其ノ成立ニ至ル迄ノ間東京都長官之ヲ行フ

第二十條 本法施行ノ爲必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

理由書

東京都制ノ制定ニ從ヒ從來ノ市部郡部連帶事務ノ爲別ニ之ヲ處辨スルノ法ヲ設クルノ必要アリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

(七) 東京市(及大阪市)ニ關スル法律案(明治四十四年三月  
衆議院提出法律案)

(括弧内ノ字句ハ衆議院修正追加)

第一條 東京市(及大阪市)ノ公共事務ニ付テハ特ニ内務大臣直接ニ之ヲ監督シ市制中府知事又ハ府

參事會ノ職權ニ屬スヘキモノハ總テ内務大臣ニ專屬ス

第二條 前條ノ事務ニ關シ市制中府知事又ハ府參事會ヲ經由シ行政裁判所ニ出訴スヘキモノハ直ニ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第三條 市制中府參事會ニ於テ市會又ハ市參事會ニ代リ處分スヘキ場合ハ市長内務大臣ノ認可ヲ經テ之ヲ處分シ次ノ市會ニ報告スヘキモノトス



第四條 (吏員ノ懲戒ニ關スル事項ハ市長ノ行フモノノ外勅令ヲ以テ之ヲ定ム)  
(第五條) 本法ニ規定スルモノノ外ハ總テ市制ヲ適用ス

附 則

本令ハ明治四十四年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

(八) 東京市ニ關スル法律案(大正八年三月  
衆議院提出法律案)

第一條 東京市ハ從來ノ區域ニ依リ之ヲ府縣ノ區域外トス

第二條 東京市ハ法人トス官ノ監督ヲ承ケ法令ノ範圍内ニ於テ其ノ公共事務竝從來法令又ハ慣例ニ依リ府又ハ市ニ屬スル事務及將來法律勅令ニ依リ市ニ屬スル事務ヲ處理ス

第三條 東京市ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ市内ニ於ケル衛生交通ニ關スル警察事務ヲ掌理ス

第四條 市制中市税ノ賦課ニ關スル規定ノ外府縣税ノ規定ヲ準用ス

從來府ニ於テ賦課スル賦金ノ徵收ニ付テハ市税ニ準シ市ニ於テ之ヲ賦課シ其ノ支辨ハ從前ノ規定ニ依ル

第五條 東京市ハ内務大臣之ヲ監督ス

第六條 市制中府縣知事又ハ府參事會ノ權限ニ屬スル事項ハ内務大臣之ヲ行フ

第七條 市制中監督官廳ノ裁定、決定、裁決又ハ處分ニ關シ出訴シ得ヘキ事項ニ付テハ直ニ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第八條 市制中府參事會ニ於テ市會又ハ市參事會ニ代リテ處置スヘキ事項ハ内務大臣ノ許可ヲ經テ市長之ヲ處置シ次ノ市會又ハ市參事會ニ報告スヘシ

第九條 本法ニ規定スルモノノ外總テ市制ノ規定ニ據ル

附 則

第十條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十一條 本法施行ノ際必要ナル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

(九) 東京市制案(大正八年十月  
市會議決)

要 旨

十章百九十二條より成る

區域を從來の區域とし衛生交通消防の警察權を認め市長一人副市長二人を置く市長は市會選舉推



薦上奏裁可の制により區長は市長の任免とす

(十) 六大都市行政監督ニ關スル法律案(大正十年及十一年提出兩院可決)

市ノ公共事務及法律ノ定ムル所ニ依リ市又ハ市長ニ屬スル國ノ事務ニ關シ府縣知事ノ許可又ハ認可ヲ要スル事件ニ付テハ東京市、京都市、大阪市、横濱市、神戸市及名古屋市ニ限り勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ許可又ハ認可ヲ受ケシメサルコトヲ得

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(十一) 區制案(大正十年三月政府提出  
衆議院修正可決)

本案は衆議院に於て一旦可決せられたることあるものにして都制に關し重要な關係を有するを以て特に其全條を掲ぐ

第一條 區ハ從來ノ區域ニ依ル

第二條 區ハ法人トス官ノ監督ヲ承ケ法令ノ範圍内ニ於テ其ノ公共事務竝從來法令ニ依リ及將來法律勅令ニ依リ區ニ屬スル事務ヲ處理ス

第三條 區ノ廢置分合若ハ境界變更又ハ所屬未定地編入其ノ他區ノ境界ニ關シテハ市制第三條乃至

第五條ノ規定ヲ準用ス但シ其ノ區ノ屬スル市ノ外ニ涉ラサルモノナルトキハ其ノ規定中府縣知事トアルハ市長、府縣參事會トアルハ市參事會トス

第四條 區内ニ住所ヲ有スル者ハ其ノ區住民トス

區住民ハ本法ニ從ヒ區ノ財産及營造物ヲ共用スル權利ヲ有シ區ノ負擔ヲ分任スル義務ヲ負フ

第五條 區住民ニシテ左ノ要件ヲ具備スル者ハ區公民トス但シ貧困ノ爲公費ノ救助ヲ受ケタル後二年ヲ經サル者、禁治産者、準禁治産者及六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ハ此ノ限、ニ在ラス

一 帝國臣民タル男子ニシテ年齢二十五年以上ノ者

二 獨立ノ生計ヲ營ム者

三 二年以來其ノ區住民タル者

四 二年以來其ノ區ノ直接區稅ヲ納ムル者



區ハ前項二年ノ制限ヲ特免スルコトヲ得  
家督相續ニ依リ財産ヲ取得シタル者ニ付テハ其ノ財産ニ付被相續人ノ爲シタル納稅ヲ以テ其ノ者  
ノ爲シタル納稅ト看做ス

區公民ノ要件中其ノ年限ニ關スルモノハ市區町村ノ廢置分合又ハ境界變更ノ爲中斷セラルルコト  
ナシ

區稅ヲ賦課セサル區ニ於テハ區公民ノ要件中區稅ニ關スル規定ヲ適用セス

第六條 區住民ノ權利義務ニ關シテハ前二條ニ規定スルモノノ外市制第十條及第十一條ノ規定ヲ準  
用ス但シ其ノ規定中府縣知事トアルハ市長、府縣參事會トアルハ市參事會トス

第七條 區ハ區住民ノ權利義務又ハ區ノ事務ニ關シ區條例ヲ設クルコトヲ得

區ハ區ノ營造物ニ關シ區條例ヲ以テ規定スルモノノ外區規則ヲ設クルコトヲ得

區條例及區規則ハ一定ノ公告式ニ依リ之ヲ告示スヘシ

第八條 區會ノ組織及選舉ニ關シテハ市制中市會ノ組織及選舉ニ關スル規定ヲ準用ス但シ其ノ規定  
中所屬府縣トアルハ所屬府縣市、府縣知事トアルハ市長、府縣參事會トアルハ市參事會トス

第九條 區會ノ職務權限ニ關シテハ市制中市會ノ職務權限ニ關スル規定ヲ準用ス

第十條 區參事會ノ組織及選舉並其ノ職務權限ニ關シテハ市制中市參事會ノ組織及選舉並職務權限  
ニ關スル規定ヲ準用ス

第十一條 區ニ區長、助役一人及收入役一人ヲ置ク

助役ノ定數ハ區條例ヲ以テ之ヲ増加スルコトヲ得

必要アルトキハ區條例ヲ以テ副收入役ヲ置クコトヲ得

第十二條 區長ハ區會之ヲ選舉ス

區長ヲ選舉シタルトキハ內務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

區長ハ內務大臣ノ認可ヲ受クルニ非サレハ任期中退職スルコトヲ得ス

第十三條 助役、收入役及副收入役ハ區長ノ推薦ニ依リ區會之ヲ定メ區長職ニ在ラサルトキハ區會  
ニ於テ之ヲ選舉シ市長ノ認可ヲ受クヘシ

前項ノ場合ニ於テ市長ノ不認可ニ對シ區長又ハ區會ニ於テ不服アルトキハ內務大臣ニ具狀シテ認  
可ヲ請フコトヲ得

助役ハ市長ノ認可ヲ受クルニ非サレハ任期中退職スルコトヲ得ス

第十四條 區ハ臨時又ハ常設ノ委員及必要ナル有給吏員ヲ置クコトヲ得



第十五條 第十一條及前條ニ規定スル區吏員ノ組織選舉及任免ニ關シテハ前四條ニ規定スルモノノ  
外市制中市吏員ノ組織選舉及任免ニ關スル規定ヲ準用ス但シ其ノ規定中府縣知事トアルハ市長ト  
ス

第十六條 區吏員ノ職務權限ニ關シテハ市制中吏員ノ職務權限ニ關スル規定ヲ準用ス但シ其ノ規  
中府縣知事トアルハ市長、府縣參事會トアルハ市參事會トス

第十七條 區名譽職員ノ費用辨償及報酬並區吏員ノ給料及給與ニ關シテハ市制中給料及給與ニ關ス  
ル規定ヲ準用ス但シ其ノ規定中府縣知事トアルハ市長、府縣參事會トアルハ市參事會トス

第十八條 區ハ其ノ必要ナル費用及從來法令ニ依リ又ハ將來法律勅令ニ依リ區ノ負擔ニ屬スル費用  
ヲ支辨スル義務ヲ負フ

區ハ其ノ財産ヨリ生スル收入、使用料、手数料、過料、過怠金其ノ他法令ニ依リ區ニ屬スル收入  
ヲ以テ前項ノ支出ニ充テ仍不足アルトキハ區稅及夫役現品ヲ賦課徵收スルコトヲ得

第十九條 區稅トシテ賦課スルコトヲ得ヘキモノハ左ノ如シ

- 一 國稅市稅ノ附加稅
- 二 特別稅

直接國稅又ハ直接市稅ノ附加稅ハ均一ノ稅率ヲ以テ之ヲ徵收スヘシ但シ市長ノ許可ヲ受ケタル場  
合ハ此ノ限ニ在ラス

附加稅タル市稅ニ對シテハ附加稅ヲ賦課スルコトヲ得ス

特別稅ハ別ニ稅目ヲ起シテ課稅スルノ必要アルトキ賦課徵收スルモノトス

第二十條 區ノ財務ニ關シテハ前二條ニ規定スルモノノ外市ノ財務ニ關スル規定ヲ準用ス但シ其ノ  
規定中府縣知事トアルハ市長、府縣參事會トアルハ市參事會トス

第二十一條 市區町村組合ニ關シテハ市制中市町村組合ニ關スル規定ヲ準用ス但シ區組合ニ付テハ  
其ノ規定中府縣知事トアルハ市長、府參事會トアルハ市參事會トス

第二十二條 區ハ第一次ニ於テ市長之ヲ監督シ第二次ニ於テ府縣知事之ヲ監督シ第三次ニ於テ內務  
大臣之ヲ監督ス

第二十三條 市長ハ區長、助役、收入役、副收入役、委員其ノ他ノ區吏員ニ對シ懲戒ヲ行フコトヲ  
得區長ノ解職ニ付テハ內務大臣ノ許可ヲ經ルコトヲ要ス

第二十四條 區ノ監督ニ關シテハ前二條ニ規定スルモノノ外市制中市ノ監督ニ關スル規定ヲ準用ス  
但シ其ノ規定中府縣知事トアルハ市長、府縣高等官トアルハ市吏員、府縣參事會トアルハ市參事



會、府縣名譽職參事會、府縣名譽職參事會員トアルハ市名譽職參事會員、第六十四條ニ官吏トアルハ官吏員トス

第二十五條 市制第七條、第七十二條、第七十四條乃至第七十六條及第八十條ノ規定ハ區ニ關シ之ヲ準用ス但シ市制第七條中内務大臣又ハ府縣知事トアルハ市長トス

第二十六條 本法ハ勅令ヲ以テ指定スル市ニ之ヲ適用ス

第二十七條 本法ノ適用ヲ受クルニ至リタル市ノ區ニ於テ其ノ前直接市稅ヲ納メタル者ハ區公民ノ要件ニ付テハ直接區稅ヲ納メタル者ト看做ス

第二十八條 本法ノ適用ヲ受クルニ至リタル市ノ區ニ付テハ其ノ際必要ナル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

市制第六條ノ市ニシテ第二十六條ノ規定ニ依リ指定セラレタルモノハ市制第十六條第三項、第二十一條第二項、第三項、第七項、第十項、第十一項、第二十三條第二項、第四項、第三十一條第二項第三十二條第一項、第六十五條第一項、第七十二條第一項、第八十二條第一項、第九十四條第二項

第九十七條第四項及第七十三條ノ規定並他ノ法令ノ適用ニ付テハ仍市制第六條ノ市ト看做ス但シ市制第九十四條第二項及第九十七條第四項中分掌セシムルコトヲ得ルノ規定ハ補助執行セシメ又ハ委任スルコトヲ得ルノ規定トス

(十二) 東京都制案(大正十一年二月内務省案)

要旨 九章百八十八條より成る

市を都と稱し區域は従來の區域による

都長の選任前案に同じ

區長は區會の選舉とす

外に都の殘部を以て武藏縣を設置し及縣都共通事務の處理の爲に二法案を附屬す

(十三) 帝都制案(大正十二年三月衆議院提出法律案)

(イ) 鳩山一郎氏外九名提出近藤達兒氏外六名提出の兩案あるも大同小異なるを以て一括し要旨を掲ぐ  
區域は大體都市計畫區域とし都會の權限は列舉主義を採り都參事會を都審議會と稱す



都長の選任前案に同じく區長は都長の任免とす  
 東京都の殘部は一縣を置かす神奈川縣に編入す  
 (口) 作間耕逸君外七名提出  
 大體前案と同一なるも區域を府全圓とす

(十四) 臨時大都市制度調査會答申要綱

政府は大正十二年七月二日同會の官制を發布し之に東京市に關する現行制度に付改正要綱を諮問したり。大正十三年四月同會の答申左の如し

- 第一項 都ノ區域  
 大體都市計畫ノ區域ニ依ル
- 第二項 都ト東京府トノ關係
  - 一 東京府ヲ存置セス東京都ヲ獨立セシム
  - 二 東京府ノ殘部ハ近縣ニ編入セス  
 因ニ殘部ヲ以テ一縣又ハ廳ヲ置キ三多摩郡ノ現在ノ財政狀態ニ激變ヲ來サシメサル様都

ヨリ相當援助ヲ爲スコト

- 三 都縣(廳)ノ間區分シ難キ事業アルトキハ都縣(廳)ノ組合ヲ置ク
- 第四項 都長ノ選任  
 都長ハ官吏トス

(附帶決議)警察權ノ一部ヲ都長ニ與フルコト

- 第五項 都ノ議決機關ノ組織
  - 一 都會ノ組織  
 議員ノ定數ハ百三十五人トシ將來人口増加ニ對スル措置ニ付テハ當局ニ考慮ヲ託ス
  - 二 都參事會ハ之ヲ存置ス
  - 三 都參事會ノ組織ハ現行市制ニ準スルコト
- 第六項 都ノ議決機關ト都長トノ關係  
 議決機關ノ權限ハ概括例示スルコト
- 第七項 都ノ財政
  - 一 市街地ト然ラサル地域トノ經濟ヲ分別セサルコト



二 不均一賦課一部賦課及受益者負擔ヲ認ムルコト

第八項 都ノ監督

直接内務大臣ニ於テ監督スルコト

第九項 區ノ制度

一 區ノ區域

1 現在ノ東京市ノ區ノ分合ヲ行フコト

2 郊外町村ハ之ヲ分合ノ上區ヲ置クコト

二 區ノ事務

1 區ノ自治權ハ之ヲ擴張スルコト

2 區ノ能力ハ法令ニ列舉シ其ノ他ハ都條例ヲ以テ定ムルコト

三 區長ノ選任

區會選舉推薦内務大臣認可スルコト

四 區ノ議決機關ノ組織

1 都會議員ト區會議員トノ兼職ヲ禁スルコト

2 選舉資格トシテ都稅又ハ區稅ヲ要件トスルコト

3 選舉區ヲ設ケ得ルノ途ヲ開クコト

4 區參事會ハ之ヲ設置セス

五 區ノ議決機關ト區長トノ關係

議決機關ノ權限ハ之ヲ概括例示スルコト

六 區ノ財政

1 區稅ヲ認ムルコト

2 區稅トシテハ直接都稅附加稅(國稅附加稅ヲ除ク)及特別稅ヲ認ムルコト

3 起債權ヲ認ムルコト

4 都ハ資力薄弱ナル區ニ對シ財政上援助ヲ爲スコト

但シ其ノ方法ハ當局ニ於テ考究セラレタキコト

七 區ノ監督

1 都長ニ於テ監督スルコト

2 事業及課稅ニ付都又ハ都長ノ認可ヲ受ケシムルコト



(備考 第三項都内ニ於ケル國政事務ノ處理方法ハ都長官選ニ付自然論議ノ要ナキニ至レリ)

(十五) 東京市ニ關スル法律案(大正十四年三月  
衆議院可決法律案)

第一條 東京市ハ從來ノ區域ニ依リ之ヲ府縣ノ區域外トス

第二條 東京市ハ法人トス官ノ監督ヲ承ケ法令ノ範圍内ニ於テ其ノ公共事務竝從來法令若クハ慣例

ニ依リ府若ハ市ニ屬スル事務及將來法律勅令ニ依リ市ニ屬スル事務ヲ處理ス

第三條 市制中市税ノ賦課ニ關スル規定ノ外府縣税ノ規定ヲ準用ス

從來府ニ於テ賦課スル賦金ノ徵收ニ付テハ市税ニ準シ市ニ於テ之ヲ賦課シ其ノ支辨ハ從前ノ規定ニ據ル

第四條 東京市ハ内務大臣之ヲ監督ス

第五條 市制中府縣知事又ハ府參事會ノ權限ニ屬スル事項ハ内務大臣之ヲ行フ

第六條 市制中監督官廳ノ裁定決定裁決又ハ處分ニ關シ出訴シ得ヘキ事項ニ付テハ直ニ行政裁判所

ニ出訴スルコトヲ得

第七條 市制中府參事會ニ於テ市會又ハ市參事會ニ代リテ處置スヘキ事項ハ内務大臣ノ許可ヲ經テ

市長之ヲ處置シ次ノ市會又ハ市參事會ニ報告スヘシ

第八條 本法ニ規定スルモノノ外總テ市制ノ規定ニ據ル

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム



第二編

東京市特別制度に對する政府の態度



## 東京市特別制度に對する政府の態度

### はしがき

本編記述するところ、前編沿革中のそれと若干重複の嫌ひなきに非ざれど、本問題攻究に方り政府の方針と態度を知ること、極めて興味あり且つ有要のこと、信じ、茲に記録すること、せり。されど其の當時、政府當局一二者の發表意見の如きは之を私見と認め、悉く省略し兩院其の他に於て、公式に政府の意見として發表せられたるもの、みを探りて記録せり。先づ便宜上之を三期に分ちて叙述すべし。

第一期 自明治二十三年 至明治三十一年

第二期 自明治三十二年 至明治四十四年

第三期 自大正七年 至現在



# 第一期

## 經過概要

明治二十三年自治制發布に際し、時の政府者は其の當時としては、比較的進みたる考へを以て畫一制度の方針を懷抱し立案したるに、樞密院の反對に遇ひ、特別制度即ち東京、京都、大阪の三大市に對しては官治主義を採用するの已むなきに至れり、即ち市長の職務は府知事、助役の職務は書記官、收入役其の他の附屬員の職務は、府縣の官吏之を執行するの制度を施行せり。これに對しては自治權侵害論喧しく、殊に明治二十四年以來、本市は衆議院を通じ熱烈なる撤廢運動を繼續し、明治三十年に至り其の運動白熱を極む。政府も亦此制度の非を悟り、明治三十一年九月三十日限り之を廢止し、三大市にも一般都市と同じく市制を施行することゝなれり。而してこの間別に特別市制改正の企圖ありたり。即ち府制法律案、東京都制案、東京市制案之なり。

### 第五第六議會に於ける態度

第五第六議會(明治二十六、二十七年)に於て、貴族院議員より提出せられたる府制案は、東京京都大阪其他勅令を以て認めたる市街地を府とし、府に官吏たる府長を置き、府の行政並消防、警察の事務を行はしめむとするものなり。然れども本案は兩度共衆議院解散の爲め未議了に終れり。之か議事に際し政府は自ら適當の制度を審査立案せんことを言明し、之を遷延するの態度を採れり。

### 第九議會提案に對する態度

第九議會(明治二十九年)に於て、初めて政府より東京都制法案及武藏縣設置に關する法律案の二法案提出せらる、其の内容左の如し

- (1) 從來ノ東京市ノ區域ヲ以テ都ヲ置キ、
- (2) 都ハ府縣ノ區域ニ屬セス、
- (3) 都長ハ之ヲ官選トシ、
- (4) 都會ノ權限ハ之ヲ概括例示シ、
- (5) 東京府ノ郡部ヲ以テ武藏縣ヲ置キ、
- (6) 東京都及武藏縣ニ於ケル警察費ヲ共同負擔スル爲メ東京都武藏縣聯帶費用評議會ヲ置ク。

本案に對し政府當局(國務大臣野村靖君)の爲したる説明要領左の如し

「地方團體ハ、其區域ノ廣狹、人口ノ多寡、經濟事情等ノ相違ニ因リ、一般國家行政ニ對スル關係ニ於テ自ら厚薄アルハ言フ俟タズ、從テ團體各自ニ付キ自ら其ノ制度ノ異ナルハ免レザル所ナル



ヲ以テ、凡テノ團體ヲ同一法ノ下ニ律スルハソノ當ヲ得ザル事明カナルヲ信ズ、殊ニ東京市ハ、帝國ノ首都ニシテ、其人口ノ繁多、富ノ膨大、各種施設ノ宏大等地方小都市ノ遠ク及ブ所ニアラズ、延イテ其ノ一般國家行政ニ及ボス影響亦少ナカラザル可シ、是レ即チ東京市ヲ他ノ諸市（京都、大阪ヲモ含ム）ト同一ノ制度ニ因ラシムルノ不可ナル所以、東京市ニ特別ナル制度ヲ施行スルノ最モ肝要ナル所以ナリトス、要スルニ本案ノ趣旨ハ帝國ノ首府タル東京市ニ於テ、國家ト團體トノ關係ヲ密接ニシ、以テ、ソノ行政ノ伸長ヲ圖リ、國家ノ利益ヲ増進セン事ヲ期スルニ在リ、現今ニ於ケルガ如ク、東京市ヲ以テ他ノ都市ト等シク、府縣ノ下ニ隸屬セシムルハ、此ノ最モ主要ナル國家ト團體トノ關係ヲ密接ナラシムル上ニ於テ、未ダ完備ノ制度ト爲スカラズ、依テ本案ニ於テハ東京市從來ノ區域ヲ以テ都ヲ置キ、中央政府直接監督ニ屬スル自治體タラシメントスルナリト。

本案は、郡部民の負擔に影響を及ぼすこと大なるを、執行機關に官選分子の多きを爲め、熾烈なる反對を受け、貴族院委員會付託中、遂に之か撤回の已むなきに至りたり。

#### 第十議會に於ける態度

第十議會(明治三十年)に於て衆議院議員より提出せられたる東京市制法案、千代田縣設置に關する法律案は、衆議院は無事通過したるも貴族院の否決に遇ひ、之亦終りを完ふする能はざりしが、その要綱は、即ち東京市を府縣と對立せしめ、郡部を以て千代田縣を置き、市長は之を公選とし、市會の權限を概括例示せるものにして、本市の熱望するところに合致するものなり。本案に對しての政府の態度は文献の徵すべきものなきも、前議會に政府提出法案の趣旨に稽へ恐らく反對なりしならん。

## 第二期

### 經過概要

官治主義の所謂特別市制は、明治三十一年限りを以て廢止せられたりと雖も、其の結果は人口寡少なる地方邊陲の市と、經營事業亦廣汎なる天下の大都市と、同一制度の下に律するの不合理を招來したるに過ぎざる爲め、二重監督の撤廢を眼目とする特別市制問題は第十三議會(明治三十一年)以來論議研究的となり、衆議院は東京市制案又は東京市に關する法律案(自治主義の)を貴族院は東京市制案(官治主義の)を各自提出し互に主義主張を異にし、相争ひ而かも相譲らず、以て第二十



七議會(明治四十四年)に至れり、此の期間を假に二期と稱すべし。  
此の期間に於て貴族院議員より案の提出せられたること五回、衆議院議員より提案せられたること八回なりき。

#### 第十五第十六議會に於ける態度

第十五議會(明治三十四年)第十六議會(明治三十五年)に貴族院議員より提案せられたる東京都制法案、千代田縣設置法案、東京都千代田縣聯合法案は、官治主義の法案にして、即ち都長及主要吏員を官吏とするの案なりき。本案に對する政府委員(内務總務長官山縣伊三郎君)の答辯左の如し。

「前キニ大體ニ於テハ異議ガナイト云フコトヲ申シタノハ、之カ兩院トモ通過スル分ニハ已ムヲエズ施行セネバナラヌト云フコトニナルデアラウト思ヒマスカラ、ソレデ固ヨリ大體ニ於テハ異議ガナイト云ツタ次第デアリマス、併シ其ノ各條ニ亘ツテハ隨分又考ヘテ貫ハナケレバナラヌコトガアロウト思ヒマス、ソレハ逐條ニ涉ツテ御議シニナル際政府ノ意見ヲ一應申上ゲテオキマスガ之ヲ賛成スルト同時ニ、コレヲ賛成スル上ハナゼ政府ヨリ提出セナイカト云フ或ハ御疑ガアラウカト思ヒマスルガ、政府ニ於テハ未ダ考案中デアツテ、必ズ此考案通りニセネバナラヌト云フ決

心ガ附イテ居ラナイノデゴザイマス、ソレデ此案ニ付テハ、ソレト考ヘテ居ル點ハアリマスルガ、大體ニ於テハ先ヅ異議ガナイト云ツタノハ右ノ次第デアリマス」

#### 第二十二議會に於ける態度

第二十二議會(明治二十九年)に提出せられたる衆議院案(東京市制案)に對しては、政府は或は特別制度の不必要、或は市に對する監督の不統一、或は政府案の審査中等の理由に依て、終始反對の態度を持したり。今政府當局の説明を摘記すれば凡そ左の如し。

#### 第二十二議會ニ於ケル政府委員(内務次官吉原三郎君)ノ答辯

「……要スルニ、細カイ規定ハ措キマシテ大體ノ異ツテ居ルト云フコトハ、詰リ、東京市ト云フモノヲ、内務大臣ノ直轄ニスル、斯ウ云フ事柄ガ大體大キナ相違ノアル所デゴザイマス、政府ノ案ハ凡テノ市ハ今日ノ如ク唯府ノ監督ヲウケル、第二ニ内務大臣ノ監督ヲウケルコトニナツテ居ルノデ、東京市制案ニハ、内務大臣ガ直接ニ監督ヲスル、斯ウ云フコトニナツテ居ルカラ、是ガ先ヅ大體ノ相違ノ點デアリマスルノデ、……政府ガ御同意致シ兼ネルト云フノハ、内務大臣ガ直轄ヲスルノガ往カス、斯ウ云フノデアリマス、且ツ東京市制法案ノ方ニ依ツテ見テモ、自治事務ハ



内務大臣ノ直轄ニナリ、國政事務ハ府縣知事ノ監督ヲウケル、斯ウ云フ事ニナツテ居リマス様ニ見受ケマス、ソレガ丁度妙ナ半端ナモノニナル、甚ダコレハ規定ト致シテ市ノ系統ガ錯雜シテキル様ニ思ハレマス……」

この答辯に對し「公選ノ市長ナルガ故ニ、内務大臣ノ直轄ニナス可カラザルノ理由アリヤ、又本案ハ決シテ監督ノ系統ヲ紊ルモノニアラズ、自治事務、國政事務、舉ゲテ内務省直轄ノ下ニ、オキタキハ起草者ノ趣意ナレドモ、コレニテハ到底政府ノ同意ヲ得ル能ハザル可キヲ以テ、ソノ一部ヲ内務大臣直轄トシ、殘部ヲ府縣知事ノ監督ノ下ニオキタルニ過ギズ」との質問出でたるも、政府委員は「官選、公選ニヨツテ區別ヲ立ツルモノニアラズ、要スル市ニ對スル監督ガ充分ニ行ハレン事ヲ期スルナリ、本案ニヨルトキハ例ヘバ東京府知事ハ市ノ吏員ヲシテ國政事務ノ一部ヲ執行セシムル事ヲ得ルモ、ソノ監督權ヲ有セザルカ如キ不都合ヲ生ズルニ至ル、故ニ貴族院ノ都制案ノ如ク府ヨリ獨立セシモノナレバ更ニ熟考ノ餘地アルモ、系統秩序ヲ缺ク本案ニ對シテハ贊成スル能ハザル」旨を固執せり

### 第二十四議會に於ける態度

第二十四議會(明治四十年)に貴族院に於て可決せられたる東京都制案、千代田縣設置に關する法律案、東京都千代田縣組合法案及衆議院議員提出の東京市制案等に對しては、政府は現行市制を改正せんとする意思を有し、而かも、政府としては東京市に對し、特別の制度を施行するの考へなきのみならず従前通り同一の畫一制度を採用する意向なる旨を述べ、明確に特別市制案に反對の態度を表明せり。

### 第二十四議會ニ於ケル政府委員(内務省地方局長床次竹二郎君)ノ答辯

「……現行ノ市制デ政府ハ良イト思ツテ居ルカ、ドウカト云フ御尋ネデアリマスガ、其點ニ付テハ政府ハ改正ノ意見ヲ持テ居ルノデアリマス、サウシテ、ソノ事柄ハ即チ昨年ノ議會ニ市制改正案トシテ提出致シタ中ニ現ハレテキルノデアリマス、ソレガ即チ現行ノ市制ニ於テ改正シテ行キタイト云フ點デアアルノデアリマス……次ニ既ニ市制改正ノ意ガアレバ、特ニ東京市ニ限ツテ改正ノ意思ガアルカドウカト云フ事デスガ、特ニ東京市ニ限ツテ改正シタイ考デアリマス……政府ノ方ニ於テハ、ドコマデモ、昨年ノ市制改正案ニヨツテ改正シテ往キタイト云フノデアツテ此唯今兩院ニ提出ニナツテキルガ爲メニ、特ニ新シク一ツノ市制改正案ヲ提出シヨウト云フ考ハゴザイマセヌ」



### 第二十七議會に於ける態度

一〇

第二十七議會(明治四十四年)に衆議院議員より提出せられたる東京市に關する法律案審議の場合に於ては、政府者の所言稍緩和せられたるものもあるも、依然として第二十四議會に言明せる如き態度に出でたり、即ち左の如し。

#### 第二十七議會ニ於ケル政府委員(内務次官一木喜徳郎君)ノ答辯

「東京市ニ關シテ特別ノ制度ヲ設ケルノ必要ヲ認メナイカ、ドウカト云フコトニ付キマシテハ……東京市ノ如キ大都會ニ於キマシテ、他ノ一般ノ市ト區別シ、特別ノ制度ヲ立テルト云フコトニ付テハ、相當ノ理由モアルコトト考ヘマスルケレドモ、サリナガラ、ソノ制度ヲ如何ニ立テルカト云フコトニ付キマシテハ、政府ニ於テ、マダ、自信ノアルトコロノ案ヲ持ツテ居リマセヌノデアリマス、ソレデ從來東京市ノ制度ノ改正ヲ要スルト云フ點ニ付テハ、殆ンド議論ガ一致シテ居ルヤウニ考ヘマス、併シ是ハ現行市制ノ下ニ於テノ議論デアリマス、此際、市制ノ一般ノ改正ヲ行ヒマスレバ、先ヅ之ヲ以テ東京市ニアテハメテ、其自治ノ行政ノ發達ヲ圖リタイト政府ニ於テハ考ヘテ居リマス、ソレデ、大體ニ於キマシテ政府ハ今日ノ場合ニ於キマシテハ、市制ノ一般ノ改

正ヲ以テ満足ヲ致シマスル考デアリマス……」

斯の如く、十數年來殆んど毎議會に、論議を重ね來りたるも、其の首長の選任方法に關し、貴族院の官治主義と、衆議院の固持する自治主義と、根本觀念に於て、其の意見氷炭相容れず、政府亦此の間に處して自ら成案を示さず、不得要領の中に荏苒時を過し、遂に第二十七議會に至り、政府は現行市制の全般に涉り、大改正を爲すべく、調査中なる旨言明せるを以て、兩院は暫く其の爲すところを見ることとし、茲に本問題は議會より暫らく其の影を潜むるに至れり。

## 第三期

### 經過概要

第二十七議會(明治四十四年)に於て政府言明の結果改正せられたる市制は舊法に比し、内容大に進歩せるものありしも、依然として大都市制問題の解決を見ず、舊態依然天下の大都市も地方の微細なる小市も、畫一に律する制度にして不満甚しきも、政府者の意向已に斯の如くなる以上已むを得ざるものとし、一時鳴を鎮めたる本問題は第四十議會(大正七年)以來再び衆議院より或は建議となり、或は法律案となりて、其の姿を現はし、専ら二重監督の撤廢を高調するに至りたるが、政府に



於ても昔日の如く敢て内務省直轄を拒否する態度を採る事なきのみならず、第五十議會に於ては未だ成案を得ざるも特別市制を布くを必要と認むる旨言明するに至り、本問題も漸く實現の可能性を帯ぶるに至れり。

此の期間に於ては衆議院に於ける特別市制問題論議の副産物として

- (1) 區制案竝に六大都市行政監督に關する法律案の提出
  - (2) 臨時大都市制度調査會の設置
  - (3) 都制草案の提示
- を見たり。

(一) 區制案竝に六大都市行政監督に關する法律案

前者は政府より第四十四議會（大正十年）に提出せられたるものにして、大都市に於ける區の自給權を擴張し、區をして廣く區内の公共事務を處理するの能力を認め、以て大都市が遍く全市に徹底する行政を行ふ能はざるの弊を除かん事を目的とするものなり。後者は第四十四竝に第四十五議會（大正十一年）に於て政府の提出したる所のものにして、特別市制の先驅とも云ふ可く、市の公共

事務及び國政事務に付き、府縣知事の許可又は認可を要する事件に關しては、勅令の定むる所により、六大都市は之を受けしめざる事を得しめんとするものなり。幸にして本案の通過を見、實際上に於て二重監督の幾分を撤廢する事を得たるは、特別制度問題上一進展なりと謂ふべし。

(二) 臨時大都市制度調査會の設置

特別制度問題は、多年に亘る懸案なるに拘はらず、容易に之が解決を見ざる所以のものは、畢竟行政組織の一大變革にして、其關係する所重大且つ廣汎なると、從來、政府竝に貴衆兩院各々其の意見を異にしたるが故に外ならざるを以て、之が根本問題を解決し、速かに制度の確立を期せんが爲め、大正十二年七月政府は、本會を設置して、特別制度の根本問題を調査することゝなれり。本會の答申左の如し

東京都制に關する臨時大都市制度調査會議決（東京市特別制度改正ニ關スル沿革其三ノ十四參照）

(三) 政府の都制草案

これに二あり、一は、第四十五議會中、衆議院の六大都市行政監督に關する法律案委員會に於て、



その求めに應じて、政府の内示せし所のものにして、綱要を擧ぐれば左の如し(同上 其三ノ十二參照)  
他は即ち第五十一議會(大正十五年)に政府より提出せらる可く期待せられたる所のものにして、その要綱次の如し

- 一、都ノ區域ハ現在ノ東京府ノ區域ニ依ルコト
- 一、都ハ内務大臣ノ監督トスルコト
- 一、都長官一人(親任待遇)次長一人(勅任)局長七人(同上)ハ政府ニ於テ任命スルコト
- 一、都ノ機關ハ現在ノ状態ヲ成ルベク破壊セザル程度ニ於テ別ニ官制ニテ定ムルコト
- 一、都會議員ノ定員ハ百二十五名トシ任期ハ四ケ年トスルコト
- 一、都參事會ノ會員ハ現在ノ如ク十二名トシ任期ハ二ケ年トスルコト
- 一、都ノ財務ハ大體府縣制ヲ準用スルコト
- 一、區ニ自治ヲ認メ區長ハ公選トスルコト
- 一、區ニ起債權及課稅權ヲ認メ財務ハ大體市制ヲ準用スルコト
- 一、區ノ數ハ東京市ノ現在十五區ノ外ニ隣接五郡ハ國勢調査ノ結果ニ基ク人口ヲ中心トシ地勢沿革ヲ參酌シテ大體八區ニ分割スルコト

一、八王子市ハ現在通市制ヲ施行シ三多摩ノ町村ハ都ノ直接監督トシ町村制ヲ施行スルコト  
 一、三多摩郡町村ヲ區域ニ入レル結果財務ハ實質上三部制ニ依ルコト  
 この二草案を比較するに兩者の間に著しき相違あり、殊に區域首長の身分等に於てその然るを見る。政府の決定的意見を有せざることを如實に物語るものといふべし。

第四十一議會に於ける態度

第四十一議會(大正八年)に於て衆議院に「東京市に關する法律案」提出せられ同院委員會の議に付せらるゝや、政府委員は之に左の如き辯明を試みたり。依之觀之此の期に於ては既に政府は特別市制の必要は之を認むるも、如何にして之を實現すべきかに、腐心したる形跡歴然看取するを得べし。

第四十一議會ニ於ケル政府委員(地方局長添田敬一郎君)ノ答辯

「……此法律ハ現在ノ東京府ト云フ團體ノ中カラ、東京市ト云フモノヲ分離シテ、獨立ノ公共團體トナスト云フ事ハ、東京府ノ將來ノ經營上ニ容易ナラヌ重大ナル關係ヲ持ツ次第デアリマシテ、根本ニ於テハ、其點ガ政府當局トシテモ非常ニ困難ヲ感ズル次第デアリマス、直チニ此案ニ御同意致シ兼ネル」……更ニ「東京府ヨリ東京市ヲ取除キタル場合、其ノ殘部ノ處分ノ甚ダ困難ナル」



ヲ述べ「結局東京市ニ對シテハ特別ノ市制ヲ設ケザル可カラザルハ痛感スルモ、未ダ成案ヲ得ザルノ状態ニアル」旨ヲ説明シタリ。

#### 第四十六議會に於ける態度

第四十六議會(大正十二年)に於て衆議院に提出せられたる帝都制案(この外京都、大阪も亦、各自その都制案を提出す)は、大體東京都市計畫區域を都とし、八王子市及三多摩郡を神奈川縣に編入し、議決機關の權限を制限列舉し、區の自治權を擴張する等、從來の衆議院案に比し、甚だしき變化を來せるものなるが、本案に對する政府の答辯は、結局更に調査研究の上ならでは、決定的意見を述べざる事能はずと云ふにありたり。即ち

#### 第四十六議會ニ於ケル政府委員(塚本清治君)ノ答辯

「……私ハ種々ノ意見ガアツテ調査ノ上デナケレバ、一定スルニハ至ラヌト云フ事ヲ政府トシテノ意見ヲ申シテ居ル、決シテ内務省ニ斯克ノ意見ガアルト云フ事ヲ御紹介申上ゲタ譯デハナイ實際其點ハ一致シナイ、重大ナル問題デアルカラ、更ニ調査ヲ遂ゲタイト云フノガ政府ノ意見ト御承知ヲ願ヒマス」云々

この第四十六議會に提出せられたる衆議院案に對しては、政府は種々重大なる問題の調査研究を要するもの多き故を以て直ちに賛意を表する事を避けたるが、「然ラバ若シ東京が現在ノ東京市ニ於テ唯二重監督ヲ撤廢シテ府縣ト對立スルノミトシタナラバ、政府ハ不同意ヲ唱フルモノニアラザルカ」この質問に對し、政府委員(塚本清治君)は答辯して曰く

「單ニ二重監督ヲ除クト云フ事ダケデシタラ……ハ大都市ニ對スル行政監督ニ關スル特別ノ法律、アレニ依ツテ知事ノ市ニ對スル認可——許可ハ大凡省略セラレテシマツテアリマス、ソレ故ニ單ニ二重監督——自治ニ關スル監督及ビ國ノ事務ニ付テモデスナ、二重監督ヲ除クト云フダケノ趣旨デアリマシタナラバ、今日ノ六大都市ニ關スル行政監督ノ法律、アノ法律ニ依ツテ實際的ノ目的ヲ殆ンド達シテ居ルト云ツテモ過言デナイト思ヒマス、故ニ二重監督ヲ防グト云フコトダケナラバ、或ハ特別市制ノ必要ガナイカモ知レナイ、併シ是モ調査シタ上デ正確ナル判斷ヲ下スガ適當ダト思ヒマスガ、當局トシテハ左様ニ信ジテ居リマス」ト。

#### 第五十議會に於ける態度

第五十議會(大正十四年)に於て「東京市に關する法律案、」(これと同時に大阪市に關する法律案、京



都市に關する法律案、名古屋市に關する法律案も提出さるゝが衆議院に提出せられたるが、これは前議會の政府の答辯に満足せず、飽くまで二重監督の撤廢を叫んで、政府が都制案を提出するまで、その豫備として、先づ本案の通過を期したり。然れどもこの二重監督撤廢即行に對しては、政府は現在自ら都制案を作成審議中にして、是非共政府自らの提案によつて、該制度を樹立したしこの理由を以て本案に不同意を表明し、尙附言して曰く

(内務參與官鈴木富士彌君)

「東京市ニ特別都制ヲ施クコトノ必要ナルコトハ、政府ニ於テモ夙ニ認メマシテ、臨時大都市制度調査會ノ答申ニ基キマシテ、案ヲ立テマシテ一通リハ出來テ居ルノデアリマスガ、何シロ二百五十條ニ渉ル大法典デ、而モ今日マデノ行政組織ニ幾分ノ變更ヲ加ヘル次第デアリマスカラ、極メテ慎重ニ考慮シナケレバナラスト同時ニ、ソレ々各機關ニ掛ケテ更ニ完全ナモノニ致サナケレバナラスト信ズルノデアリマス、隨ツテ内務省トシテハ、未定稿ハ出來タノデアリマスガ、各機關ノ審議ヲ經タル完全ナル案ハ未ダ出來テ居リマセヌ、從テ廟議ノ決定ヲ得テ居ナイ次第デアリマスノデ、甚ダ遺憾ナガラ今期議會ニハ提出出來ナカツタノデアリマス、併シナガラ、多分來年度ニ於テハ提案スルコトガ出來ルト云フ豫想ハ持ツテ居ル次第デアリマスカラ、惡カラズ御了承

願ヒタイノデアリマス」ト。

かくの如く、政府當局の答辯ありたるにも拘はらず、政府案は遂に第五十一議會には提出の運びに至らざりき、こは畢竟種々の難問、疑問山積して俄かにその是非を決することを能はざるに出でたるものなるべし。

#### 第五十二議會に於ける態度

第五十二議會(昭和二年)に於ては、政府並東京市側は、特別市制問題に關し何等積極的行動を爲さざる爲他の五大都市は、各其市出身の代議士をして、夫々其市に關する法律案を提出せしめたり。之に對し政府は、本問題に關しては、尙篤と調査研究を要するものあるの理由を以て、依然不同意を表示したる爲衆議院を通過したるも、貴族院に於て審議未了の運命を見たり。

#### 特別制度に對する論點

特別制度案に對し政府者が難點となしつゝある問題は如何なるものか以下政府當局の答辯によつて之を探究せん。



## 都長ノ選任方法

(政府委員内務省地方局長潮惠之輔君)答辯

「……都長ノ選任ニ付キマシテモ有力ナル兩方ノ説ガアルノデアリマス、一方カラ申シマスレバ既ニ自治ヲ許シテ居ル以上ハ成ベク自治的ニ行カナケレバナラヌト云フ極メテ有力ナル議論モアリマス、又一方ニハ現ニ臨時大都市制度調査會デ可決ニナツテ居リマスル所謂都長官選論モアル、其方モ道理トシテ又實際ニ合ハシテ見テ餘程考ヘナケレバナラヌ意見デアリマス、自治ト致シマシテモ固ヨリ公選デ行ツテ立派ニ行ケレバソレハ宜シイノデアリマスケレドモ、是ハ時ト又場所トニ依ツテ必ズシモ都ノ首長ヲ公選ニシナケレバ自治デアルカナイカト云フコトハ随分議論ガアラウト思フ、又一方カラ考ヘマスレバ、政府ガ苟モ東京市ニ對シテ特別ナ制度ヲ認メマス以上ハ、今少シク下ツテ各區ノ制度ニ付キマシテモ考慮ヲ致サナケレバナラヌ、矢張都長ノ選任ト云フ問題モ、各區ノ制度、十五區乃至——區域ガ擴マリマスレバ殖マセウケレドモ、此區ノ制度トモ關聯ヲシテ決定シナケレバナラヌノデ、唯今ノ所デハ全然公選主義ニ依ツテ居ルトモ、全然官選主義ヲ是ナリトモ非ナリトモ申兼ネルノデス……」

## 都ノ區域

(政府委員社會局長官塚本清治君)答辯

「……東京都制案ヲ作ルニアタリ色々困難ナル問題ニ遭遇スルノデアアル中ニ就キマシテモ特別市ヲ置ク場合ノ區域、其區域ト云フモノガ中々重大ナル問題デアリマス、東京市ノ如キニ對シテ東京都制ヲ布クトシマシテモ果シテ從來ノ東京市ヲ新ナル其區域トシテ宜シイノデアルカ、或ハ近郊ノ附近ノ町村ヲ入ルベキデハナイカ、附近町村ハ御覽ノ通り經濟的ニモ社會的ニモ從來ノ市ト何等異ルトコロハナイ、之ヲ社會現象カラ見マシテモ經濟現象カラ見マシテモ都市ノ間ニ境界ノ見ルベキモノハナイ、單ニ行政區劃トシテノミ其境界ヲ發見スルヤウナ次第デアリマスルカラ近郊ノ附近ノ町村ヲ合併スベキデハナイカ、合併スル方ガ當然デハナイカト云フヤウナ議論アルコトハ申スマデモナイ、而シテ其ノ議論ハ相當理由ガアル、又之ニ對シテモ併ナガラ反對モアリ得ル附近ノ町村ヲ市ニ編入スルト云フコトハ從來モ行ハレテ居リ、法規ノ認ムル所デアル、然ラバ東京市ニ對シテ特別勅令ヲ布イテ東京都トナツタ場合デモ何ゾ必ズシモ立法ニヨツテ編入スルコトヲ須キンヤ、一度東京市ヲ東京都トシテ置イテ後ニ必要ニ應ジテ便宜ニシタガツテ其都度部分的ニ編入スルモ可ナラズヤト云フ意見モアル、是亦強イテ棄テ、何等價值無シトスベキ議論デモナイ、又前段ノ附近ノ町村ヲ編入スベシトスル説ヲ可ナリトシマシテモ果シテドレダケノ町村ヲ編入シテ宜シイカ、附近町村ノ、東京市ノ土地ニ接續シテ居ルモノノミヲ擧ゲテモ、三十四箇町村カト思ヒマスガ、土地ノ接續シテ居ルモノ、ミヲ擧ゲテ三十四箇町村、其地籍ノ接續シテ



居ル町村ノミヲ編入シテ宜シイカ、更ニ其町村ト次ノ町村ト人家ガ接續シテ居ルト云フヤウナコトガアレバ是亦編入スベキデハナイカト云フ議論モアル、是モ攷究シタ上デナケレバ一概ニ排斥シ得ナイモノデアリマス、更ニ尙ホ廣ク、所謂大東京都市計畫ノ區域ヲ區域トスル特別市ヲ設置スルガ宜イデハナイカト云フ議論モアル、是モ都市計畫ノ如キ交通或ハ衛生ノ施設等カラ其點等ニ著眼致シテサウシテ立論致シマスルト一理無イデハナイ、併シ固ヨリスノ如キ廣濶ナル區域ヲ一ノ自治團體ノ中ニ編入シ、而シテ其區域内ノ住民ノ生活狀況ハ種々雜多デアル、種々雜多ナルコトハ厭ハヌト致シマシテモ商工業者デナイ純粹ノ農民部落モアル、抑々農民ヲ市ノ區域ニ編入シテ一ノ市制若シクハ特別都制ノ下ニ立タシムルト云フコトハ、是等ノ人達ノ幸福デハナイ、即チ市ト言ヘハ自ラ其當局即チ市長ニシテモ、市參事會ニシテモ市會ニシテモ、商工本位トスベキモノデアアル、然ルニ市ノ下ニ農村部落ガアルト云フコトデアアルナラバ、農村部落ノ利害ニ關係アル普通農事ニ對シテ市ノ當局ハ動モスレバ之ヲ顧ミナイ、市ノ下ニ農村ノアルト云フコトハ市ノ行政ヲヤル上ニ於テ不便トスルノミナラズ、又其農民モ甚ダ幸福デハナイト思フ、サウ云フ點カラ言ツテモ、餘リ廣イ區域ヲ一ツノ自治團體ノ下ニ置クノハ宜クナイト云フ議論モアル、是モ相當理窟ガアル、儲テ其區域ヲ廣クスルカ狹クスルカ、或ハ其中間トスベキデアアルカト云フ様ニ東

京ニ付テハ三段ノ區域論ガアル、其何レヲ採ルベキカ、又何レニ致シマシテモ附近町村ガ市ニ這入ルコトガ其財政上ニ及ボス影響如何ヲ顧ミテ直ニ同意ヲサルルコトデアラウカ、是等附近町村ノ財政ノ實際ニツイテ調査ヲ遂ゲ且ツ編入後ト言ヒマスカ、東京都トナツタ後ノ財政ノ凡ソヲ考ヘテサウシテ課稅負擔ト云フモノヲ見込ンデ前後比較スル必要モアルノデアアル、而シテ斯クノ如キ調査ヲ遂ゲテ附近町村澁谷ニシテモ、千駄ヶ谷ニシテモ或ハ品川ニシテモ、目黒ニシテモソレノ利益デアルトカ不利益デアルトカ云フコトノ斷定若シクハ推定ヲ下スノニハ、中々實際上ノ調査ニ精密ナル研究ヲ必要トスルノデアリマス……」

#### 都會 (政府委員社會局長官塚本清治君)答辯

「特別市制ニ於ケル市會、此市會ノ權限ノ如キモ、御承知ノ通り從來ノ例ニヨリマス、概括的ニ權限ヲ掲ゲテ居ルノモ列記的ニ權限ガ定メテアルノモアル、此利害モ隨分ムヅカシイ、渾然タル一ノ團體トシテ考ヘルト固ヨリ概括的デアルト思ヒマス、併ナガラ其區域ノ宏大ナル自治團體ト致シマスルト或ハ從來ノ如ク細大總テノ事件ヲ市會ニ付議スルト云フコトハ事務ノ進捗上不利ヲ來ス、ソレ故寧ロ斯様ナル團體トナレバ府縣會ノソレノ如ク列記的ノ方ガ宜クハナイカト云フヤウナ議論モアル、御承知ノ通り昔出マシタ都制案ニハ概括ノト列記ノトアリマス、慥カ政府ノガ



概括的デ、貴族院ノガ列記的デアリマシタガ、終ニハ一様ニナリマシタガ、サウ云フ點モ中々早ク定メル時ニハ何方カニ、ヤツテシマツタラ宜イト云フコトモ言ハレマセヌ、コレラハトニカク問題デアリマス」

警察權 (政府委員社會局長官塚本清治君)答辯

「ソレカラ警察ノ事務ノ如キモ、或ハ衛生警察、交通警察、消防警察ノ如キモノハ少クトモ、自治團體ニ任セテ宜イデヤナイカト云フ議論モアラウト思ヒマス、併シソレハ無理ダトカ、衛生、交通、消防ハ差支ナイジヤナイカト云フ議論ハ、比較的容易ニ浮ビ易イ意見デアル、併シ是ハ實際ニ施シテ考ヘテ見ルト如何ニモ理屈トシテ衛生、交通、消防警察ノ如キハ自治團體ニ委任シテ差支ナイ、主義トシテハ一向差支ハナイヤウデアリマスケレドモ、此警察ノ執行ノ任ニ當ル者ハ何デアルカト云フト、矢張警察官デアルベキデハナイカ、果シテ然リトシタナラバ衛生、交通、消防ノ警察以外ノ警察官ト此自治團體ノ警察ニ屬スル警察官トノ關係ヲ如何ニスルカ、或ハ二重ノ事ニナルノデハナイカ、經濟上組織上ノ利害如何ト云フヤウナ事モ考ヘナケレバナラス、單ニ理窟バカリテ決定スル譯ニハ行カヌト思フ……」

區 (政府委員社會局長官塚本清治君)答辯

「又重要ナル他ノ問題ハ東京市ノ各「ウオード」之ニ就テモ或ハ從來ノ東京市ノ區ノ如キ、市アツテノ區デアル、斯ウ見ルベキカ、或ハモツト考ヘ様ニ依ツテ區アツテノ市デアルカ、倫敦ノ如キハ左様ナ大體ノ組織ニナツテ居ル、各「ボロー」ト云フモノ、二十八ノ「ボロー」ガアツテ、ソレガ聯合シテ倫敦トナツテ居ル、サウ云フ大キナ組織編成方法モ一ツノ考方デアル、所ガ今日ノ如キ市アツテ區ガアル、區ハ市ノ事務ノ行届カヌ所痒イ所ニ手ガ届カヌト云フ所ヲ補充的ニ而シテ之ヲ自治的ニヤツテ行クガ宜イカ、此區ノ自治ノ權限、能力ノ幅ト云フモノヲ餘程研究シナケレバナラヌト思ヒマス、是ハ地方局ノ案ニハ一定ノ意見ヲ附シテアリマスケレドモ、是モ議論ヲマヌカレヌ、區ノ自治ト云フモノヲ認メマスルニシマシテモ、次ニハ區長ハ公選デアルベキカ、都長ノ任免ニ委ヌベキカ、都長ノ任免ニ委ネルトシテモ、任免權ハ限定セラレテ思フ儘ニ行カナイ、事實左様デアルナラバ寧ロ如カズ區長ハ公選ニシテシマツタ方ガ宜イデハナイカ、殊ニ況ヤ區ガ自治トナレバ其ノ公選ハ當然デハナイカト云フ議論モ出來ル、又區會議員ニシマシテモ、或ハ都會議員、區會議員トハ必ズシモ同一タルベキヲ原則トスルノデハナイ、區ト都トノ統一ヲ圖ルベク自治ノ圓滿ナル發達ノ爲ニ是トスルノデアル、是ハ柏林ノ制度ノ如キガ其例デアリマス、サウ云フ様ナ所デハ區ノ財政權ハドウスルカ、起債權ハドウスルカ、區ニ餘リ十分ナル自治能力、財政



能力、起債能力、課税能力ヲ與ヘルニ至ツタナラバドウデアリマスカ、又區ヲ自治ニシテ、サウシテ大ナル權限ヲ與ヘルト云フコトハ東京都トシテ圓滿ナル自治ヲ行ヒ統一アル行政ヲ行フニ付テハ如何アルベキカト云フ議論モアル、是モ私ノ考デ斷定的ニ言フノデアアリマセヌガ、サウ云フ様ナ點ハ最モ攻究ヲ要スルコトト思ヒマス……」

第三編 歐米大都市制度



# 倫敦都制

## 第一章 倫敦都沿革

倫敦都(倫敦府)は千八百八十八年の地方制度法によりて創設せられたるものなり。最初倫敦地方には何等統一的機關なく、古來よりの都市たる所謂「ロンドン市」の周圍に發達せる無數の市町村は各々自治を行ひ、特權を主張して、その間、相連絡するところなかりき。然れどもロンドン市の郊外市町村は皆ロンドン市の影響を受けて發達せるものなるが故に、是等の全體を含むロンドン地方は社會的、經濟的には一箇の單位を形成し居るのみならず、ロンドン市は國都なるを以て、ロンドン地方は早晚統一さる可き運命にありたるなり。これが最初の試みは即ち千八百二十九年、ロバート・ヒールのなしたる首都警察の創設にして、これによつて先づロンドン地方の警察行政を統一せんとせり。(但しロンドン市のみは此の警察權より獨立して古來よりの特權を以て自己の警察權を行使したり。)



二  
ロンドン地方の統一は警察行政の統一のみを以て、實現し得るものに非ず。千八百五十五年、第二回の企圖に際し、首都土木局の設置せられたるは、この爲めにして、主として衛生殊に下水事業の完成のために統一行政を必要とせる理由によるものなり。

かくの如くロンドン地方の統一は着々その進展を見たりと雖も、猶未だロンドン地方の一切の事務を統轄する團體又は機關の設けなく、ロンドン市は古來の特權を主張して全く他地方と其の態容を異にしたりしかば、識者の間にこれが改良を唱ふるもの續出し、議會に於て、改革案の提出されること、千八百八十二年に至るまで、その數十五の多きを算したり。然れども常に倫敦市民の強硬なる反對に遇ひ、或は廢棄せられ、或は委員付託の名義を以て、無期に延期せられ、一も其の改革の效を全うするものあらざりき。千八百八十二年の市制も亦市民の反對の爲め、倫敦はこの適用範圍外におかれたりしが、後、千八百八十八年に至り、地方制度法出づるに及びて、始めて倫敦都としての統括的行政組織成り、全都統一の機關整備して、永年の努力は、茲に報いらるることを得たるなり。

現在ロンドン都は四百六十萬の人口と、六百七十五英町の地域とを包容す。

## 第二章 英國地方制度の概略

倫敦都の行政組織を述ぶるに當りて、先づ英國地方制度を略記すべし。

英國地方制度は從來の慣習に基き、漸次發達したるものなるが故に、夫々沿革を異にし、従つて、其制度も異なり、且つ複雑を極め、一括の下、これを記述し難きも、こゝにはその比較的大部分に行はるるものを概述せん。

### 一 寺 區

寺區は最下級の自治體にして、最初教會區より發達せるものなり。従前は専ら救貧事務及衛生事務を行ひたるものなれども、年を逐ふに従ひ、それ等の事務は新なる別個の施設によりて爲さるるに至り、一時其の重要味を失ひたるも、猶救貧税の徵收區域及其他諸種の議員の選舉區域たるのみならず、千八百九十四年、地方制度法によりて諸種の事務を賦與せられ、頗る重要な區劃となれり。

### 寺 區 の 機 關



- 一 寺區民總會(全有權者總會)
- 二 寺區會(村會)
- 三 貧民視察員及副貧民視察員

## 二 地方區

地方區は千八百九十四年の地方制度法によりて新に設けられたる區劃にして、公衆衛生、道路、住宅、建築、都市計畫等に關する權限を有す。

地方區の構成單位は寺區なり。各寺區より少くとも一名以上の代表者を出して地方區會を組織す。地方區會議員の任期は三箇年なり。

## 三 市街區

この自治體は地方區と對立するものなり。比較的に都會的なる地方を一劃して、地方區に獨立して一箇の自治體を構成せしむるものなれば、その性質寧ろ都市に近し。

市街區は衛生、道路、住宅、都市計畫、建築に關する事務を始めとして、公園、博物館、圖書館、

公衆浴場、共同墓地其の他の經營を爲し得るものとす。

市街區の機關は市街區會なり。議員は滿三箇年の任期にて區民より選舉さる。

## 四 都市

都市は國王の特許によつて創設さる。千八百八十二年の市制により現在の組織を有するにいたれり。

都市の最高機關は市會なり。市會は市會議員と市參事員とより成る。

市會議員は三箇年間の任期にて選舉され、その人員の三分の一は毎年改選さる。

市參事員は市會に依つて市會の内外より選舉さる。任期は六箇年、その半數は三箇年毎に改選さる。

市參事員の數は市會議員數の三分の一を以て普通とす。

市參事員は別に市參事會を組織せず。その權限は普通の市會議員と同じ。但し、市參事員に選舉さるゝもの多きは、永く市會に席を有する人なるを以て、參事員は市會各委員會の委員長に推さるゝなり。



市長は毎年市會に依つて選舉さる。名譽職なるを原則とし、同時に市會議長たるなり。然れども市長は市の行政長官にあらず。行政事業は市會の各委員會に依つて掌理せらる。都市には事務總長として市書記長あり。これは法律専門家にして、市の法律顧問なり。總ての吏員の監督に當る。

### 五 縣

縣は最高自治體なり。千八百八十八年の地方制度法の創設にかゝる。

縣は都市、市街區、地方區、寺區等を包容す。

縣の中樞機關は縣會なり。

縣會は縣會議員と縣參事員とより成る。その組織は市會に同じ。縣には知事なく、毎年縣會に依つて選舉せらるゝ縣會議長が縣を代表す。

縣の行政は縣會の諸常設委員會に依りて行はる。

### 六 縣の資格を有する都市

千八百八十八年の法律によるものにして、普通人口五萬以上の都市に特權を賦與して、その屬する縣より獨立せしめたるものなり。

この縣都市(カウンティ・バロー)の組織も普通の都市の組織に同じ。唯、人口二萬人以下の普通の都市には獨立の警察權なきも、縣都市には皆、獨立警察權あり。即ち縣都市は縣に獨立したる警察力を有するなり。

縣都市の市長も亦、都市の行政長官に非ず、市會議長にして市の代表者たるのみ。市の行政は市會の各委員會に依つて行はる。事務總長としての市書記長(市會の書記長)の下に諸吏員行動す。

イギリスの地方制度は、立法部中心主義に基づくものにして、立法權、行政權共に地方議會の手に集中せられ、行政は地方議會の各委員會の處理するところなり。

### 第三章 倫敦都行政組織

倫敦都は英國地方行政制度上、一種特別の制度を有するものなり。即ち倫敦都は普通倫敦と稱せら



るる英國の首都全部を包括し、百十六平方哩の面積を以て獨立して他の縣と對等の地位を占め、特別の組織を有す。

倫敦都の下に倫敦市と倫敦區とあり。(尙別に倫敦警察區、水道區あり)

倫敦都の立法及び行政機關として倫敦都會あり。

### 倫敦都會

#### (イ) 組織

倫敦都會は百二十四人の都會議員及二十人の都參事會員より成る。都會議員は三年毎に六十選舉區より二人宛及び倫敦市より四人選出さる。

都參事會員は都會議員より選出せられ、多くは議員の互選により、その任期は六年なり。都會は都參事會員を選擧せる後、都會議長を選擧す。都會議長の任期は一箇年なり。都會議長には議員以外の者も選出せらるることを得れどかゝる例は稀なり。

#### (ロ) 權限

倫敦都會は他の縣會に比して異なる所あり。其の權限は普通の縣會の有するものゝ外に、首都土木

局の有せし職務を悉皆讓受けたるものなれば、其の範圍頗る廣く、即ち主要道路、主要排水、消防、隧道、埠頭、橋梁、公衆衛生、公園、交通、運輸及學校等の如き共通問題、換言すればその性質上、大都市事業に屬すべきものにつき權限を有するなり。然れども警察に關する事項その他はその權限外とす。都會は又課税及起債の權能を有す。

倫敦都の行政事務は、都會の選出する六十餘の委員會及小委員會によりて執行せらる。其の委員會、及小委員會の下にありて實際事務を管掌する局長及び其他の吏員は、倫敦都會によりて任免せらるれども、其の多くは吏員任用令により採用せらる。

#### (ハ) 都會の委員組織

常設委員は、十八種ありてその職務は各々その名稱の示すが如し。例へば建築法案委員、教育委員、建築委員、財政委員、消防組委員、庶務委員、公道委員、住宅委員、改善委員、地方行政委員、記録と博物館委員、主要排水委員、精神病院委員、公園と公開地委員等の如し。以上に加ふるに臨時委員なるものあり。

#### (ニ) 職制

都會職制の目的物を概括的に述べれば左の如し。



- (一) 一般行政及び執行の事務を意味する委員事務  
 (二) 専門的及技術的事務、これは別に説明を要せざるが、これには工學的、法律的、建築的、醫學的等の事務を包含せり。

(三) 教育、公園、度量衡、各種の特許、消防組、財政、軌道、商店、精神病院等の如き特別事務。  
 以上の諸事務は數局課に分たる。

第一の委員事務の下には三局課あり。即ち都會書記課、教育吏員課及精神病院課なり。

都會書記長は都會の行政長官にして、都會事務の通常の行使に對し責任を負ひ、且つそれが秩序と正確とを以て運用せらるるか否か又議院法、都會條例及び各種委員附託規則に違背せざるや否やを注意すべきものとす。書記長は一般事務、(但し單に財政に關するもの及び教育、精神病院に關するものにして最も主要ならざるものはこれを除く)一般統計の作成、委員より都會に對する凡ての報告の閲覽、都會年報の作成、條例及規則の編纂及發行、戰事救恤事業に關し都會の權力を執行するものなり。

第二の事務の下には各専門局課これに屬し、技師長、精神病院技師、建築家、訟師、醫務吏員等あり。

第三の事務の下には數局ありて都會の殘存事務は總て此の中に分配さる。

○教育局 最も規模の大なる局にして、局長の権限の下に凡ての教育の形式、即ち初等、中等、専門學校及大學之に屬す。教育局は數百の小學校、二十四の中等學校及十八の専門學校と美術學校を管理す。これ等直接經營の教育機關統御に關する事務の外、更に中等學校、専門學校、工藝學校及び大學級の學校の視察及び援助に關する事務も亦之に附屬す、更に盲者、不具者等の學校又野外學校等の事務もあり。

○保安局 本局は政府の爲めに道路法を施行し、又商業活動の危険に對し公衆を保護する事を主要且つ共通の目的とする種々なる法案の施行を委任せらる。本局は又度量衡の檢定、職業紹介、各種特許、その他事務頗る多し。

○公園局 本局は其の名の示す如く都會の指揮の下に於て凡ての公園並に遊歩地の維持及び管理を掌るものとす。

○經理局 本局は各局課の要求に基き、縫針より印刷機械に至るまで總ての物品の購入並に分配の事務を掌るものとす。

○消防局 本局は消防事務を掌るものなるが、更に火災豫防事務並に事故に際し、現場に迅速に出動する白色移動病院の設備をも掌る。



○財政局 本局は財政事務を掌る。各局課の豫算見積は本局に於て照合せられ、又都税賦課の手筈は凡て本局に於て爲さるるなり。委員に對し財政的助言及扶助をなし、又凡ての都會の法定會計書を保存するも本局なり。本局長官は都會の支拂吏にして、又會計検査官長なり。

○精神病院局

倫敦都行政中最も重要な地位を占むる警察行政に就きては、前述せる如く、都會並に區會は何等關與する所なく、都及びその他の區域を併せ、周邊七百平方哩を含む大地域を以て倫敦警察區となし、區内の警察行政は内務大臣の任命する警視總監の所管に屬す。

### 倫敦各區

一八八八年、倫敦都の創設に際し、編入せられたる七十八個の獨立市町村は、從來の行政組織並にその權限に何等の改變を受けず、爾來これ等の自治體は倫敦都に移管せられたる以外の行政事務を掌り來りしが、かくの如く數多の小自治體の對立は、種々なる不便、不都合を生じ、これが救濟の爲め、英國議會は一八九九年に倫敦行政法を可決し、都内の小市町を分合して大小二十八個の倫敦區を組織したるなり。この區は相當大なる自治權を賦與せられ、各區の區政は區長、十人以内の區參事會員及び六十人以内の區會議員により組織せられたる行政執行機關によりて統治せらる。區會議員

の任期は三箇年、區參事會員は六箇年、區長は一箇年とす。(區會により選舉さる)

區會の權限は倫敦都會の權限及事業が大且つ廣汎なるが爲め、さして大ならず。概括的に述べれば區會は區内の補助道路改良、鋪裝、照明、掃除及び撒水の事業を委任せられ、區内の清潔掃除の任に當り、傳染病豫防に關しても相當の權限を有す。尙勞働者住宅建築、電氣事業、區有、區營の權利を有する外、種々なる權利職能は臨時に英國議會より賦與せらるる所なり。區會は又區税の賦課及び倫敦都の保證の下に區債を起す事を得、他の英國諸市の市會の如く、區會はその選出する常置委員をしてその職能の執行に當らしむるも、その大半は區會の任命する區吏員の直接處理する所なり。區吏員の種別は、事務員、會計員、收入役、測量士、技師等とす。

倫敦都會と區會との間に於ける權限の分配は甚だ錯綜して一見不可分のものの如きも、事實はこれと異なり、都會と過半數の區會との同意が成立する時は保健大臣の認可を経て、自由に權限の讓渡を爲し得るなり。然れどもこの規定の利用せられたる例は極めて少なく、都會、區會共に權限の讓渡は之を厭ひ、讓受のみ希望するの狀態にあり、都會の權限は全く優先的效力を有すれども、一方區は又倫敦都行政上重要な地位を占むるものなり。



## 倫敦市 (倫敦中樞區)

一四

倫敦市は面積約一平方哩、人口凡そ一萬二千に過ぎざれども、倫敦都の核心を爲し、英蘭銀行、帝國取引所、市廳、倫敦塔等の大建築を始め、世界の財界を左右する大會社大商賈は皆此處に存在す。大英國民の進展の歴史を物語る古き市にして、一八三五年の英國都市行政改革法の適用をも受けず、依然として舊來の行政組織を維持しつつあり。現在の市政は全く中世のギルドや同業組合時代の遺物にして市長の職が實に傳統に富み、榮譽あるものたる事、その中世紀傳來の協議機關の多きこと、並に執行機關が個々別々の委員會なること等は世界の他都市に比類なき特徴たる可し。市の主要機關次の如し。

倫敦市長、市會、市參事會、選舉會

倫敦市政中最も興味ある役目は即ちその市長Mayorなり。

倫敦市長は毎年九月二十九日、市廳に於て選舉會の推薦する二名の先任參事會員中よりその一人を市參事會が選舉するなり。選舉せられたる市長は十一月九日、英國大審院長の面前に於て宣誓の上、一箇年の任期を以て就任するものとす。市長の職能は頗る廣汎なれども市の三個の討議機關の

議長となることはその最も主要なるものなり。一度市長に就任する時は、勳爵を賜はり、或は男爵に封せられ、公式の場合は特に伯爵のローブを着くことを許可せらる。又英國議會に於て市に關する問題の上程されたる時は、大藏省席に着き、討議に加はることをも得るなり。市長は公邸マンシヨンハウスに住ひ、而して該公邸は實に英國社交の一中心を爲す。諸外國の元首、或は使節が英國皇帝の賓客として訪英のことある場合に於ても、必ず市を訪れ、又倫敦市長及市參事會員は之を市廳に招待して、響應するは古來の慣例なり。又毎年十一月九日は「市長の日」と稱し、新任市長は市の元老連と共に、英國皇帝の諸大臣を市廳に招きて、一夕の宴を張るの習あり。實にかくの如く傳説に富み、榮譽あり且つ極めて興味深き公職は世界の何處を尋ぬるも之を見出すこと能はざるべし。

## 市會 (コート・オブ・コンモン・カウンシル)

市會は市長、市參事會員及び二〇六名の議員より成る。市會議員は二十六選舉區より一箇年の任期を以て選出さる。有權者は市内に財産を有せざるべからず。市會は毎週一回集會し、ロンドン市の立法行政機關なり。

一五



## 市 参 事 會 (コート・オブ・アルダーマン)

市参事會は市長及び二十六名の市参事會員より成る。市参事會員は二十六選挙區より終身の任期を以て選出さる。

市参事會はコンモン・ホールに依つて推薦されたる市長候補者の中より市長を選擧す。

市参事會員の主たる事務は裁判事務(治安判事として)なり。

## 選 擧 會 (コート・オブ・コンモン・ホール)

此の會は古來のギルド團體員、市長、市参事會員、セリフ(執行官)等より成り、その主たる職分は毎年二名の市長候補者を推薦し、セリフ或は市收入役を選擧するにあり。

## 第四章 概 論

之を要するに、倫敦の政治組織は聯合的性質を有するものなり。尙、最近に於てロンドン都を中心としてその周圍の市町村即ち郊外地を統一せんとする企圖あり。これは所謂大ロンドン(七百平方哩の地域、人口七百六十萬人)を一の統一制度の下に置かんとする企圖なり。そのために千九百

二十一年に政府の調査委員會設置せられ、同委員會は二十三年報告書を發表せり。該報告書は、大ロンドンの統合には不賛成なるも、交通、都市計畫、下水計畫等を共同事業として、共通に審議すべき大ロンドン協議會を保健大臣の諮問機關として設置すべしと提議せるものなり。



# ワシントン及ニューヨーク市制

## 第一章 アメリカ合衆國に於ける市政概略

アメリカの市制は州によりて異り、又同州内に於ても劃一的市制行はれず、都市の政治組織は多種多様なるも、凡そ左の如く三大別することを得べし。

- 一、市長市會制
- 二、理事制
- 三、都市支配人制

### 市長市會制

市長市會制は権力分立主義に基づくものなるが、今日にありては行政長官としての市長の権力強く、豫算の如きも行政部之を編成し、市會はむしろ行政財政監督機關たるの地位に下りつゝあり。



これ一面に於ては、市長が市民の一般投票によりて選舉せらるゝためと、實務化しつゝある市政の能率を擧げんがためなり。

市長市會制の下に於ける市會は普通一院制度にして、市會議員の人員は減少さるゝの傾向にあり。

### 理事制

理事制は千九百一年、テキサス州ガルヴェストン市に於て創設されたるものにして、海濱によりて破壊せられたる同市を復興せんが爲めに、市政を數人の實業家の手に委託せるに始まる。

ガルヴェストン市は在來の市會を廢し、理事會の手に立法、行政の二權を集中し、理事は五名にて、二箇年の任期を以て、一般的に選舉せらるるものとせり。理事の中一名は市長となる。されど市長は他の理事と同權なるのみ。市長は理事會を調整する任務を有し、他の四理事は各局の長となる。

此の制度は今日多少の修正を加へられて、四百以上の都市に行はる。但し大都市は未だ之を採らず。理事制度に人民投票制度を加味せる制度を採用する都市もその數尠しとせず。

理事制度の弊害は理事間に於ける責任回避及び豫算の分捕を奨励すること竝に此の制度の下に於ける行政は素人行政に墮する傾向あること之なり。

### 都市支配人制

此の制度は株式會社經營主義に則るものにして、理事制の弊害を矯正せんが爲めに創始されたるものなり。即ち理事制の弊害たる無責任、素人行政、投票獲得第一主義等を除去せんがために、立法と行政との職能を分離して立法は理事會若しくは市會に、行政は支配人(マネージャー)に各分掌せしむるなり。

此の制度は千九百八年、ヴァージニア州のスタントン市に於て創められたるものなるが、千九百十三年オハイオ州デイトン市の採用するところとなるに及び、社會の興味を喚起するに至れり。

支配人は専門技術者にして、市會若しくは理事會(註、市會のあるところは市會、市會なくして理事會のあるところは理事會)に依りて任命さる。その任期は無期なるを普通とす。支配人は行政を統率して諸行政吏員を任免し、行政に就て一切の責任を負ふ。然れどもそれは市會若しくは理事會に對して責任を負ふものにして、直接市民に對して責を負ふものに非ず。但し都市によりてはレコ



ール(人民投票による吏員召還制)の方法を以て支配人の責を問ふものあり。都市支配人制は小都市に於て廣く行はれ、今日、此の制度を採用せる都市の數は三百五十以上に上る。

大都市に於て採用せるものは、クリーヴランド市(人口約百萬人)のみ。同市に於ては二十五名の市會の下に支配人を置きたり。支配人制の缺陷は官僚主義と政治的指導者の缺如とにあり。支配人は専門家なれども政治家に非ず。従つて事務の能率、經營を促進し得れども、市民の協力を得るための人心操縦術を巧みにせず、これ即ち本制度は大都市に不適當なりとの評ある所以なり。大都市に於ては、むしろ勢力強大なる市長を有する市長市會制を以つて適切なりとなす可きか。

### 州と市との關係

法律的にはアメリカの都市は皆、州の一機關と見做さるるが故に、州立法部は從來都市に對して種々なる干涉壓迫を加へたるが、殊に農村地方の議員は都市を擄取するを常としたり。即ち特別法の制定(都市のみに適用する)はその主たる現れなりとす。

かゝる不正義を防止せんがために、都市は種々なる運動を試みたるが、就中自治權確立運動(ホーム・ルール・ムーヴメント)はその效力最も多大なるものありき。

今日に於ては、州立法部干涉の手は左の四個の何れかによりて、制限せられ、都市の權限は大いに伸張さるゝにいたり。

- 一 特別法制定の禁止
- 二 特別法は關係都市の承認を得てのみ效力を生ずとなす規定
- 三 特別法の適用を都市の任意とする規定
- 四 自治特權の賦與(ホーム・ルール・チャーターの賦與)

此の自治特權は普通に州憲法中に規定さる。都市は州の一般法に違背せざる限り、自主的にその政治組織を定め、且つ諸種の職能を行使し得る事を州憲法によりて保障せらるるものなり。但し憲法の條文又は一般法律の解釋につき州と都市との間に意見の相違ある時は裁判所之を決す。故に市に對する自治特權賦與は州立法權を弱めて、州裁判權を強めたる結果となれり。



## 第二章 ワシントン府制

### ワシントン府沿革

ワシントン府はコロンビア区と稱し、合衆國の首都として、六十平方哩の地域を占め、人口約五十萬人を有す。この地に奠都せしは、一八〇〇年第二次大統領ジョン・アダムスの時代にして、爾來ワシントンの政治組織は左の五期を経て今日に至る。

第一期、一八〇〇年より一八〇二年迄は大統領の任命する三人の行政委員によりて行政せらる。

第二期、一八〇二年にワシントン市は獨立自治體となり、市政は大統領の任命する知事及び白哲人種系統市民の公選する市會により統理せらる。後一八一二年に至り、大統領任命の市長を廢し、市民の公選する市長を以て、これに代ふるに及び、ここに始めて名實共に完全なる自治體の出現を見たり。

第三期、ワシントン市自治行政は爾來約五十年間繼續せしが、その行政組織左の如し。

市長、市參事會、市會

これ等は皆市民の公選による。第三期の自治行政期間は市勢の發展遅々として進まず、豫期の進境を示さずして、南北戦争の終熄迄は「穢い横着な南部の町」として存在したる程なりき。

第四期、一八七一年米國議會は法律を以て、從來のコロンビア區自治制を改變し、ワシントン市制及その他の市制を發布し、全区を一行政機關の下に統轄して再び官治行政の舊に復せしめたり。その官治行政組織左の如し。

コロンビア區行政長官、土木事業委員會(五名)、總主事(一名)、保健委員會(五名)

コロンビア區立法委員會(十一名)

以上は大統領の任命するところにして任期は四年なり。

代議員會(二十二名)、米國下院に對する代表者(一名)

以上は有權市民の公選にかゝる。

第五期、上記の官治行政制も存續すること僅に數年にして撤廢せられ、一八七四年、大統領は三名の行政委員を任命し、且つ改良事業施行に就きては、米國陸軍工兵科將校をして、これを援助せしむ。更に一八七八年に至り遂に現在の行政委員制を確立し、爾來該制度は米國首都官治行政として特殊の發達をなしつつあるものなり。



ワシントン府即ちコロンビア區が自治權を喪ひたるは、その一因として、市政の腐敗を擧ぐることを得可しと雖も、その主たる原因は、中央政府が、コロンビア區の經費の約半額を負擔する事實と、區内に多數住居するネグロ(黑人)に選舉權を賦與せざらんが爲め、とにあるが如し。

### ワシントン行政組織

ワシントン即ちコロンビア區は、千八百七十一年以來普通の自治制を廢せられ、千八百七十八年に至りて現行の官治制度を確立したるものなり。即ち現行コロンビア區官治行政組織は一八七八年の法令に據るものにして、區の立法は米國議會直接之を擔當し、又行政は三名の行政委員に委ねられ、内二名はコロンビア區に住居する米國市民中より、一名は陸軍工兵科將校中より、大統領の選任する所にして、各委員の任期は四箇年なりとす。此等三名は行政委員會を組織し、その一名(市民委員に限る)を以て委員長となす。委員長は即ち市長に該當するものなり。各行政委員は各自行政事務を分擔し、毎週二回或は臨時に開催する委員會に於てその分擔事項の協議をなす。委員會の決定する例規は同委員會主事之を發表す。

上述せる如くコロンビア區に對する立法は米國議會の權限に屬すれども、議會は法令を以て、區内  
の警察行政、建築物法の實施、保健行政、社會事業等を擧げて、行政委員に委任せり。乍併當然都  
市行政の普通領域に加へらる可き事業にして、行政委員に委任せられざるもの亦多し、是即ちワシ  
ントン府は國都なるが爲なり。例之給水事業中、水源地の保護及水源地の經營は政府の事業に屬せ  
しめ、市中の給水事業のみを行政委員の所管と爲し、又公園は全部政府に於て直轄するが如きこれ  
なり。

各行政委員の分擔事項左の如し。

#### 第一 委員

一、公課賦課

二、豫算支出

三、鑑札認可

四、公課徵收

五、法律問題及保健事務

六、材料及必要品購買

七、救護、感化、勞働者宿泊等の管掌

#### 第二 委員

一、警察

二、消防

三、度量衡器検査

四、市場監督

五、其他

#### 第三 委員 (陸軍工兵科將校)



- 一、道路改良
- 二、學校及公館建築
- 三、汚物及廢物掃除
- 四、下水築造
- 五、道路掃除
- 六、道路照明
- 七、給水主管布設
- 八、街路樹の保植
- 九、其他

以上の外、行政委員三名は土木事業委員會を組織し、路面軌道、瓦斯及電氣會社、電話、小荷物運搬等の監督を爲し、又政廳建築技監及ワシントン府公館管理官と共に地域委員會を構成し、地域制定、並に建築物の高度制限の任に當る。

行政委員會は毎年コロンビヤ區の行政豫算案を編成し、大藏省豫算局長の檢閲を経、而して後米國議會の協賛を得るものとす。

### 第三章 ニューヨーク市制

#### 紐育市沿革

今日紐育市は約六百萬の人口と三百平方哩の地域とを包容す。されど斯くの如き大統一體の成立を見るまでには種々なる過程を経たるものなり。曾て紐育の中心即ちマンハッタン島の四圍十二哩

の圈内には約四十餘個の自治體が併存し、各獨立狀態を持續して、何れの點よりするも、是等の自治體は有機的の一大單位を爲せるものなるが、行政上に於ては唯四十餘個の獨立體の雜然たる集合に過ぐらぬ。

市町村及學區は皆各々條令を制定し、公課を徴し、公債を發行し、且つ公益の如何を顧慮することなく利權特許を認可する等、此等諸自治體の對立背離、行政の混亂は大紐育に於ける交通、運輸、住宅、主要街路及び公安等の大問題解決を遷延せしめ、メトロポリタン區域の進展を阻止せる事如何ばかりなりしか、蓋し想像に餘りある可し。第十九世紀の末葉に至り、漸くにして紐育州議會は紐育市、ブルックリン、ロングアイランド、フラツシング、マウントバートン及び其他の諸市を含む大紐育編成の必要を認め、紐育特別市制は州議會の縣案たる事二年、幾多の紆餘曲折を経て漸く紐育州議會を通過し知事の認可を得しは一八九六年にて、後一八九八年一月一日よりこれが實施を見るを得たり。

#### 紐育市行政組織

紐育市の行政組織の概要は特別市制による。紐育特別市制實施せられてより爾來二十五年、その



間數度の改正を経て以て今日の特別市制を爲すに至りたるものなり。現在紐育市行政組織は市長、その任命する諸局課長、及び會計監督、市會（財務委員會及び市參事會）より成る

市長

市長は滿二十一歳以上の男女による一般投票によりて選舉せられ、四年の任期を有す。但し州知事が市長に公職冒瀆又は越權の廉ありと認めたる時は、警告を發し又は申立聴取の後免黜することを得。

市長は、市の行政首腦者にして、財務局及び五區長の管轄に屬する事項を除き、市行政は凡てその總攬する所たり。又二三の例外を除く外、局課長其他重要吏員を任免するの權限を有す。又市長は財務委員會の委員長にして、全投票數十六の中、三票の投票權を有す。

市長は州立法部の可決したる紐育市に關する凡ての法案、市參事會の決定したる條令或は決議及び市吏員任用委員會の決議に對し、否認權を有す。然れども此の否認權は州立法部に於て過半數を以て再び可決したる時、又市參事會に於ては、三分の二以上の反對決議ある時は、その效力を失ふものなり。但し市長の拒否せし市參事會通過議案が支出又は金錢借入或は課稅評價に關する事項を含

む場合は、市參事會に於て之を無効ならしむる爲には、四分の三以上の賛成投票あるを要す。尙市長闕員、不在若くは職務執行不可能の場合には市參事會議長が市長を代理するものとす。

局 課 長

紐育市行政事務は特別事務を除く外、主として局に於て處理せらる。市長直轄下に二十九局あり。委員組織、或は單獨主任制を採る。委員長又は局長は市長之を選任す。以上の中重要なもの左の如し。

稅務委員會、紐育市法律顧問、教育委員會、警察局長、消防局長、道路掃除局長、水道瓦斯電氣局長、公園局長、交通局長、港灣局長、保健局長、借家局長、公安局長、社會局長、等なり。

此等の委員或は局長の任期は學務委員の如く一定せるものあるも、他の多くは市長の任意に定むる所にして一定せず。

會計監督

會計監督は市民の一般投票により市長と同時に選舉せられ、その任期も亦市長と同等なり。會計監



督は財務局長として市の出納及經理責任者たり。市税の徴收、會計検査、募債及支出の事務を擔當す。

市収入役は、財務局長の下にありてその監督をうくるも、市長の任免する所のものなり。

會計監督は財務委員會の一員なるのみならず、尙減債基金委員會其他數種の委員會の委員なり。

## 市 會

本市に於ける市會は、他都市と聊か趣を異にし二個の機關より成る一は即ち財務委員會にして、他は即ち市參事會なり。

### (イ) 市 參 事 會

市參事會は、他都市の市會に相當するものにして、二年の任期を以て各選舉區より選舉せらるる六十五名の市參事會員を以つて組織せらる、市參事會議長は四年の任期を以つて市民の公選する所とす。

市參事會は過去三十年間漸次その主要なる權能を剝奪せられたるも、その實權に至りては未だ強大

なるものあり。即ち、建築物法、電氣法、其他凡ての市條令を制定、改變若くは廢止するの權、一千弗以上の購買契約を入札によらずして認可するの權、種々の市債發行の權、財務委員會を通過したる豫算の款項を規定の二十日以内に削減又は削除するの權（但し法律に規定せられたるもの及び州税及び市債の元利に充つ可きものはこの限にあらず）等は凡て市參事會の權能中にあるなり。尙、市參事會は總主事及び參事會附屬書記、其他、參事會關係吏員を選舉するの權をも有す。

### (ロ) 財 務 委 員 會

財務委員會は他都市の所謂參事會の作用をなし紐育市政の中樞機關なり。凡ての重大問題に關して單獨若くは、市參事會其他の市政團體と協力一致、その權力を行使す。本委員會の廣大なる權力は、その名稱のよく盡す所にあらず。市行政各部の要求に對する見積り、更にこれに對する資金の充當は、その職能の一少部分に過ぎず。財務委員會は實に紐育市の首腦部にして、財政事項、利權特許、特權及許可に關し市の政策を決定し、且つ上記事項に對し、殆んど專斷的にその支配權を行使するものなり。故に財務委員會は紐育市の經營機關なりと言ふも決して過言に非ざるべし。委員會は市長、會計監査役、市參事會議長及五區長より成立す。各々四年の任期を以て選舉せられた



るものなり。

投票總數十六票の中、委員長たる市長、會計監査役及び市參事會議長は各々三票、マンハッタン及びブルックリン兩區長は各二票、他の三區長は各一票、つゝの投票權を有するものとす。

本委員會には三個の常設委員あり。即ち課税に關する委員、都市計畫及び土木公共事業の改良に關する委員及び庶務に關する委員これなり。

財務委員會の主要なる職能左の如し。

- 一、市參事會に提出する市の豫算案の編成
  - 二、諸特許の査定
  - 三、經費借入案の審査決定
  - 四、各局割當豫算種目項内組替流用の審査及認可
  - 五、土木事業の改良中重なるものの調査及決定並に諸地方土木事業改良費賦課の方法と根本都市計畫案との關係調査
  - 六、職名新設並に廢止、職員任免轉用並に俸給額の變更に關する事項の決定
- 右の職能中最も重要なものは公課豫算の編成及び利權特許の讓與これなり。

公課豫算なる名稱は、その割當支出金の資源が主として公課に存するが爲なり。財務委員會は各局に於て調製提出したる歳入出概算書によりて豫算案を編成す。豫算編成規定は紐育市特別市制の規定する所にして、編成に當りては種々の公開審問を経ざる可からず。かくの如くして編成せられたる豫算案は財務委員會の手を離れて市參事會の審査に移され、參事會は法令の規定する範圍に於て款項種目額の減少、或は抹消を爲し得れども、金額の増加又は新款項種目の挿入若くは割當額支出方法の改變を爲す事を得ず。而して市參事會が款項種目の金額を削減或は抹消するときは市長はこれに對し拒否權を行使する事を得。但しその拒否權は市參事會員四分の三以上の賛成ありし場合は無効なりとす。

利權特許讓與の權限は、一九〇五年以降、市參事會の手より財務委員會の手に移され、現在は後者が凡ての利權特許の執行權を有す。但し二三のラピット、トランシッド、レイルロード高速運送鐵道利權特許の許可は交通委員の手に存す。これとても財務委員會の承認を要するものとす。利權特許は皆公開審問を経て讓與すべきものとす。



總主事は、六年の任期を以て市參事會之を選舉す。市參事會の會議録及び法律により他の吏員の保管に委せられたるものを除き、凡ての市の書類、市の印章を保管し、又凡ての市有財産の賃貸借に署名し及び凡ての市發行の公債に證明を與ふ可き義務を有するものとす。

又、各種の免許を附與するの權、其他自己の室内に於て、結婚式を行はしむるの權をも有す。

## 區長

紐育市は五區に分たれ、各區は四年の任期を以て區長を選舉す。區長は幾分地方市長たるの觀を呈し、區の土木改良事業其他廣汎なる行政事務に對し、責任を有す、例之、公道、下水等を管理し及び建築物法の實施に當る。上記諸事業は區長の任免する區の公營課長により監理せらるるものとす。區の土木事業改良遂行上、各區を更に數個の地域に分ち、各地域に市參事會員及び區長を以て組織する地方土木事業改良委員會を設く。クイーンズ及リッチモンド兩區長は、道路掃除の責任をも有し、且つ五區長は又地方學區委員の任命權を有す。又區政と市政との連絡を完うする爲め、各區長を財務委員會及市參事會の一員に加はらしむ。

# 伯林都制

## 第一章 伯林都沿革

伯林市は千八百七十一年の頃にはさまで大なる都市にあらずして、その膨脹の有様も遅々たるものなりき。しかるに産業發達の結果、十九世紀末より著しく其の發達の速度を増し、平面的に郊外に發展するにいたれり。而して帝政時代の末期に於ては、これらの郊外諸町村と合一するにあざれば完全なる大都市として、財政上、行政上、はた又其他の事業上に不都合を來すが如き有様となれり。かくの如き四圍の状況にもかゝはらず、獨逸帝國政府は大伯林建設を促進するの意強からず、僅かに郊外三十一箇所に伯林たる名稱を許したるに過ぎざりき。そは從來の官治行政、官僚政治に嫌き足らずして自由民權の擴張を主張せる民論を嫌忌せるが故なり。

されば其の緩和策として伯林市と其の隣接町村の多數とが共同事業の爲め、自治的交渉組合の意味



に於て、一時的に結合する目的組合案は出現するに至れり。此の目的組合案は議會に提出せられたる法律案によりて強制組合の形式に於て示され、一九一二年に至りて大柏林目的組合は柏林市に於て實現せらるるに至れり。其の後、漸次大柏林目的組合は大柏林住民の爲めに大柏林市街鐵道並に東部鐵道を獲得し、且又相互的の健全なる關係を開拓し、市域の上に非常なる進歩を畫したれども未だ綜合的活動能力を有するに至らず、窮困せる自治體を健全なる財政的基礎の上に救助するが如きも亦爲し能はざる所なりき。かくの如くして、あらゆる方面より燃え出し來れる大柏林問題を遂に一つの解決に導く議案の出現を見るに至れり。其は各自に結合し相扶助せる經濟的交通的關係が、行政的には各獨立せるが故に同一問題に對しても異なる方法によりて解決するの餘儀なきが如き障害を除却すべしとするにあるなり。

然るに世界大戰の終局にあたり、獨逸帝國の崩壊を來し、ついで千九百十八年十一月に新獨逸共和國政府は建設せられ、新政府は從來の柏林市に當然起り來るべき大柏林問題に着手したり。即ち政府は大柏林に對しては唯一の自治體たることのみが健全にして且つ簡單なる財政問題の解決の策なりとせり。こは特に此の益々困難なる事情の下に於て大柏林域内の貧しき自治體の困難を除き相互の不平等を除却する策なりとの確信の下に、千九百十九年六月十八日のブロイセン議會に大

伯林都制案を提出し、千九百二十年四月二十七日に至りて「新自治體市伯林都建設に關する法律」は通過し、千九百二十年十月一日より其の效力を發生するにいたれり。此の法律は市自治體組織に關する特別法なり。

## 第二章 獨國地方制度

獨逸共和國を組成する各邦は各々それ自身の地方行政制度を有し、區々の状態を呈すれども、その根本的原則に至りては共和國建設の時に於て一定せられたり。各邦の一般地方自治行政の第一の單位は町村なり。町は村よりもやゝ完備せる組織を有す。或る邦には別に莊園あり、こは封建時代に於て設けられたる相傳の私有地なりしものにて、歴史的遺物なり。

町村の上に位する單位は郡なり。

町の中一定の人口以上のものは郡に對抗し、郡外に獨立す(市)。郡の上には郡及市を包含する州あり。



今茲にプロイセンに於ける都市行政組織の大略を記せんに、現在プロシヤ邦内に施行せらるる市制には二種あり。即ち東都市制及ライン州市制これなりとす。この兩者は參事會制と市長市會制との兩組織の差別を代表するものにして、東都市制に於ては市町村の首長は一の合議體より成り、市長は單にその議長たるに過ぎざるに反し、ライン州に於ける市の首長は單獨公務員としての市長にして、而も同時に又市會の議長たるなり。

## 市 會

市會議員數は都市の人口により異なる。議員の任期は四年なり。參事會制を有する都市に於ては、市會は毎年議長、議長代理、書記長及其の代理者を互選を以て選舉す。書記長の代りに市長誓約により市會に屬せざるものより記録係を任命することを得。市長市會制を有する都市特にライン州に於ては市長が市會の法律上の議長にして、議長は市會を招集し議事を總理し、會議の開閉を爲し、議場の秩序を保持し及び議場の警察を掌る。議長は又投票同數の場合、これが決定投票を爲すの權を有す。會議は公開し、決議は議員過半數の出席の上、

多數決により決定せらる。

市制に於ける市會の機能は決議及行政の監督に存す。その他箇々に與へられたる權限あり。執行に就きては市會は原則として關與するところなし。

## 市 參 事 會

參事會は名譽職會員と専任公吏とより成り、その議長は市長にして、常に専任の有給吏員たるを要す。參事會員數は法規の決定する所による。任期は有給會員は十二年、名譽職會員は四年なり。

參事會員は市會之を選舉す。

參事會の議長は市長又はその代理者之に當る。

參事會の職務はこれを慣習上、市町村行政廳としての事務及び政府の地方官廳としての事務とに區別する事を得。



## 一 市町村行政事務

四二

法律上、参事會の活動は、決議及執行なり。現在の参事會は市會と同程度に於ける議決機關なり。然れども特定の場合に於て、参事會が唯一の決議機關たる事あり。市會の決議が執行力を生ずる爲めには、参事會の同意を経る事を要す。而してその市會の決議に對しては、参事會は拒否權を有し、この拒否權は市會が参事會に對して有するよりも廣汎なるものなり。但し市會はその拒否に對し州知事の裁決を要求するの權あり。参事會は又執行機關としてその權限市行政全般に及ぶ。

## 二 官廳事務

國家の行政機關としての参事會は、市會の監督を受けず、又國家的官廳に屬する命令を實施する爲めの一切の強制手段を行使するの權限を有す。此の特別の参事會は例外的場合を除き、市長又はその代理者と参事會の互選に拘はる四人の會員より成立す。

## 市長市會制に於ける市長

市長市會制を有する都市特にライン州都市に於ては、市長は東部市制に於ける参事會に該當するの權限を有し、参事會の代りに市理事となるものなり。所謂有給職参事會員は市長を補佐し、市長の委任に基きて個々の事務を處理し、又市會の決定する順序に従ひ、市長を代理す。然れども有給職参事會員は、普通市長と共に合議體を作る事なく、専ら市長の指令に従つて行爲するの義務を有す。

市長市會制と参事會制との本質的差異は、市長市會制に於ては市長及びその故障ある場合に之を代理する所の有給職會員が市會の議長として完全なる、而も可同數なる時は自ら議事を決し得る投票權を有するに反し、参事會制に於ける市長は市會議員と相並べる議決機關としての職權を有せざるの點に存す。



### 第三章 大柏林都行政組織

#### 地域

新大柏林都の區域は舊ベルリン市、シャーロットテンブルグ、ケベニツク、ベルリン、リヒテンベルグ、ノイケルン、スパンダウ、ウイルメルスドルフ、シエーネベルヒの八市並に五十九の町村及二十七の私有區を含む人口約三百八十萬人、三百八十七平方哩の地域なり。従前の柏林を擴張し又ブランデンブルグ州より分離して獨立の地方自治體となりしものなり。此の地域は經濟團體として又交通團體として舊柏林と相關聯する所の範圍内の市町村及私有區に及び、都市及生活關係、住居並労働需要の關係より考へ得らるべき所を以て境界とす。此の以外の所に横はり、引續き町村的存在を持続すべしと豫想せらるる地方は除外せらる。此れ立法者は大部分の未だ眞實大柏林經濟體に屬せざる地方を始めより急激に行政の統一體内に引き入るゝことを避けたるなり。

#### 行政組織

大柏林は主として左の諸機關により統轄せらる。即ち、都長、副都長、都參事會、都會、これなり。

#### 都長

都長は副都長と區別する爲めに第一都長とも稱し、副都長は第一都長の代理者たるなり。兩都長とも都民の公選によらず、都會の選任による。都長は都參事會議長たると共に都參事會の有せざる權限をも併せ有すれども、アメリカ、及びフランスの市長の如く、市政上重要な地位を占むるものにあらず。

#### 都參事會

都參事會は都會が比例選舉の原則によりて選出する三十名の參事會員より成り、内十八名は有給參事會員にして殘部の十二名は名譽職參事會員とし、後者の一人は必ず婦人たる可きものとす。尙都會の決議により參事會員の數を増す事を得。任期は有給參事會員は十二年、名譽職參事會員は四年にして、都會の任期經過せる場合及び都會解散の場合は、それ等と同時に任期終了す。任期終了せ



る名譽職都參事會員は新任者の就任迄現職に止まる。

都參事會は議決機關たると同時に執行機關にして、命令及都會の委任事項を處理し、都會附議案を準備し、都會決議を執行する外、都經濟を管掌し、且つ吏員任用の權能を有す。

## 都會

都會は二百二十五名の都會議員より成り、議員の選舉は四年毎に滿二十歳以上の男女による普通選舉にて行はる。選舉は無記名、且つ比例代表制を採用し、少數代表をも可能ならしむ。

都會議員選舉の爲めに大伯林は更に十五の選舉區に區劃され、各選舉區より七名乃至十九名の都會議員を選出せしむ。

### 大伯林都の區制

一九二〇年の大伯林都制に於て、大伯林は二十の行政區に區分せられたり。二十區の中六區は以前の伯林に存在したるものにして、他の十四區は従前の市町の地域の存續、或は町村及び私有區の合併によりて編成せられたるものなり。

大伯林區制に於ては、各區は廣汎なる行政權を賦與せられしが、こは即ち從來の獨立市町村に、編入後も許し得る限りの自由活動の餘地を與へんとするの方策に出づるに外ならず。

## 區會

各行政區には區會と區理事會とあり。區會は區選出の伯林都會議員及び普通の區會議員より成る。

普通の區會議員は都會議員選舉の一般的規定に従ひ、各行政區の有權者中より都會議員と同時に選舉せらる。(區會議員數は人口五萬未滿の行政區……十五人、五萬以上十萬未滿の行政區……三十人、十萬以上二十萬未滿の行政區……四十人、二十萬以上の行政區……四十五人)

區選出都會議員をして區會議員を兼ねしむるの制度は中央都政と區政との連絡を圓滑ならしむるに大に力ありと謂ふべし。

區會は毎年議長及び幹事を互選し、定時又は臨時に會合し、之が招集は議長に於て爲す。區會は都會及び都參事會の定むる原則の範圍内に於て區に關する事項を議決し、教育を始めとして都の營造物中、特に區と密接なる利害關係あるものを管理し、尙豫算その他に關して都自治體機關に意見を陳述する事を得るものとす。



## 區理事會

區には又其の執行機關として區理事會あり。區會の選出する七名の理事を以て組織し、その議長及び副議長の選定も亦區會に於て之を爲す。區理事會員は有給を原則とし、俸給は地方法によりて規定さる。有給區理事會員の任期は十二箇年、無給區理事會員の任期は四年なり。

區には區長無きも、區理事會議長をビュルゲルマイスターと呼び、ほぼ區長に近きものなり。又區理事會員は之を區參與と稱す。

區會の權限は法規上明確なる限界なく、區會は公法人都に關して制定せられたる原則の範圍に於て區のあらゆる事件に關し、議決權を行ふ。區の事務は個々に法令を以て確定せらるる事なく、都と區との間の事務の配分は、その自然に放置するの外なきものとす。法律に規定せる如く、都會の議決に依り區會の權限は之を擴張する事を得るを以て、諸種の權限の委任を法律を以て拒否する事を得ず。

區會の區理事會に對する地位は都會の都參事會に對するが如し。區理事會に執行權、區會にその監督權あるなり。

區理事會は區の行政廳にして、且都參事會の執行機關たるなり。都參事會の規定する原則に従ひ都參事會の指定に基いて、その事務を行ふ。區理事會は都參事會の指揮の下にあり。區理事會は地方的事務と共に、中央行政事務を都參事會より委任せらるる限りに於て、區會に何等關係なく、全然都參事會の命に従ふものとす。同時に又區理事會は區の行政廳たるが故に、彼の行政區内に於ける都の財産及營造物の行政は、それが都參事會により直接に管理せられざる限り、區理事會の掌る所なり。更に區吏員の任命權を有し、地方法により外部に對して、公法人たる都を代表するの權も亦區理事會に委任せらる。最後に區理事會は區と公法人都との間の經由機關たり。區會及區理事會は、その合議により、都參事會の認可を経て、區を更に町に區分し、各町に町長及副町長を置きて、區理事會監督の下にその命令を實施せしむ。町長は即ち町政の執行機關にして相談役はその議決機關なり。相談役は町内の有權者より、比例選舉の原則に従ひて選舉せられ、その職能は區會及區理事會の規定する所による。

## 大柏林に於ける特別行政區劃

柏林都制は大柏林内に特別行政區劃を設定する事を認めたり。即ち新都制發布前に於ける諸市町村



組合を存続せしめ、或は新に特別事務組合を組織する事を許可したるなり。

特別行政區劃中には伯林警察區、地方救濟組合區、消防組合區、學校組合區等あり。此等の特別行政區には各自、特殊の行政機關ありて、上級機關或は都の監督の下に特殊行政を執行するものなり。

伯林警察區は大伯林を以てし、プロイセン政府の任命する伯林警視總監之を統轄す。地方救濟組合區及び伯林消防組合區も亦大伯林を以てその區域とす。特別行政區劃の多數が大伯林の區域と合致する事は、都政上、その便益多大なるものあり。大倫敦都の如く種々なる特別行政區劃が互に相異なる時は幾多の不便と齟齬を齎す憂なしとせず、大伯林は此の意味に於て一進歩を實現せるものと云ふを得べし。

## 巴里都制

### 第一章 巴里都沿革

一七八九年十二月自治制施行せられ、公選市長及百四十五名よりなる市會が、行政の衝に當る迄の巴里市政は野心家の巢窟の觀を呈し、稅政續出の状態なりき。一七九五年に至り、フランス執政會は再び改革に従事せしが、此の事業はナポレオンの手を待ちて、始めて完成を見たり。即ちナポレオンは先づ公選市長及び市會を廢し、之に代ふるに彼の任命する中央委員會を以てし、巴里を十二區に分割して、各區に區長及助役を置き、而して巴里行政の實權は、擧げて之をセーヌ縣知事に與へたるなり。かくナポレオンによりて、市政參與の權利を剝奪せられたる市民は一八三〇年の革命後に至り、その一部を回復して市會議員選舉權を獲得し、一八四八年の革命の際は巴里は一時自治行政の實現を見たりしが、一八五二年ナポレオン三世帝位に即くや、再びナポレオンの巴里市制の舊に復し、一八七一年第三共和國の成立と共に、現行都制は確立せられたるなり。



## 第二章 佛國地方制度

巴里都の行政組織を述ぶるに際し、先づ佛國地方制度の概略を記述せんとす。佛國地方區劃は先づ普通地方制度と特別地方制度に分ちて考察せざるべからず。

### 普通地方制度

普通地方制度の行政區劃として縣、郡、郷、市町村あり。縣と市町村とは行政區劃たると同時に法人たり。郡及郷は單に行政區劃たるに過ぎず、而して市と町村とは同一の制度を適用し、郡は縣と市町村との間に介在する傳達の機關たるに過ぎずして、郷は或は數市町村を包含するものあれども、大なる市にありては却て數郷に區劃せらる。

#### 一 縣

縣の機關として縣知事、縣參事會、縣會及常置委員あり。

縣知事は内務大臣の推薦に基づき、大統領の任免する所にして、縣會の議決を執行するの機關なり。一方、官治の機關として、中央行政の代理者なると共に自己の獨立の權限を行使し、他方、縣の利益を代表するものとす。

縣會議員は滿二十一才以上の男子普通選舉によりて、人口の多少にかゝらず各郷一人を選出し、任期は六年、三年毎に其の半數を改選す。

縣參事會は三名の議員より成り、中央政府の任命にかゝる。縣參事會は知事の諮問機關なり。

#### 二 郡

郡の機關として郡長及郡會あり。郡長は大統領の任免する官治の機關なりと雖も、地方行政は縣知事を長官とし、郡長は知事と市町村長との間に立つ所の傳達、報告、監督の機關たるに過ぎず。其の決定權あるは寧ろ例外なり。

郡會は普通選舉により、各郷少くとも一名を選出したる九名以上の議員より成立す。任期は六年、毎三年その半數を改選す。

郡會は郡に課せられたる租税を各郷に配分し、郡内の事項につき縣會に建議す。



### 三 市 町 村

五四

現行市町村制は一八八四年に發布せられたるものにして、これに基き市町村は左の機關を有す。議決機關として市町村會、執行機關として市町村長、助役(一人より十二人まで)これなり。

市町村會は、男子滿二十一才以上の普通選舉により選出したる議員を以て組織し、四年毎に其の全數を改選す。市町村會は市町村長を議長とす。

市町村長及助役は市町村會議員中より市町村會これを選任す。市町村長は一方に於ては官治の機關にして他方に於ては市町村の執行機關なり。助役の職務は市町村長を補佐し、又は之を代理するにありて、市町村長と共に合議體を組成するにあらず。佛國の市町村の執行機關は總て獨任制なり。市町村長及助役は認可を受くるを要せざれども、其の代りに縣知事は一箇月間、内務大臣は三箇月間其の職務を停止することを得。大統領は又何時にても之を免することを得。此の場合に於ては一箇年再選せらるゝを得ず。

### 四 郷

郷は法人ならざるのみならず、又別に一般行政に關する機關を有せず。唯主として治安判事の管轄區域竝に、徴兵検査の區域とし、又は縣會及郡會議員の選舉區として實用あるに過ぎず。

### 特別地方制度

此の制度に屬するものはセーヌ縣及パリ都なりとす。

#### セーヌ縣の行政組織

セーヌ縣の行政組織に關する特別法は、巴里都の特別組織と共にその來歴古く、パリを除くセーヌ縣は二郡、二十一郷及七十六町村に分たる。その他縣と異なる所左の如し。

- 一、セーヌ縣知事の職權異なること、
- 二、セーヌ縣會の組織權限異なること、
- 三、セーヌ縣には常置委員を置かず、
- 四、ソオ及サンドニ兩郡には郡會あれども郡長なし、

セーヌ縣知事、セーヌ縣知事は他の知事と同様、内務大臣の推薦に基き大統領之を任命す。セーヌ



縣知事は他縣知事に比して警察權なし。警察權は警視總監をして之を管掌せしむ。故にセーヌ縣の執行機關は縣知事及警視總監の分掌する所なり。セーヌ縣知事は警察權を缺けども他方に於ては巴里都の行政長官たる資格を有し、都の經濟に關する全權を有す。是れ他縣知事に比して其の權限の廣き點なり。

巴里都の中には區長及助役ありと雖も其の職權は法律に依りて限定せられ、縣知事獨り一般行政に關する無制限の權限(但し警察權を除く)を有す。

警視總監、警視總監に就きては、後述巴里都の條に記せん。

セーヌ縣會。セーヌ縣會はバリ都會議員八十名及び都外の區より選出せらるる議員四十名より成る。

縣會は祕密投票により、過半數を以て其の議長及書記を選擧す。會議は公開にして、議員の過半數の出席あらざれば議事を爲すことを得ず。セーヌ縣知事及び警視總監は縣會に出席するの權を有し、何時なりともその要求する時に議事に參加し竝に發言するを得。

或種の事項に關する縣會の決定は終局的にして、監督官廳の認可を要せず。或種の事項に關する議決は必ずこれを要す。又或種の事項に關しては單にその意見を述べ得るに過ぎざるものとす。セ

ーヌ縣の豫算は知事に依つて提案せられ、縣會の審議を経、大統領令によつて終局的に規定せらる。縣會は又知事の提出する行政決算報告を聴取し且討議す。而して議長により内務大臣にその意見を提出す。

セーヌ縣内のソオ、及サンドニ兩郡は各郡會を有すれども、一八八〇年四月二日の法律は此兩郡の郡長を廢して、セーヌ縣知事をして直轄せしむ。セーヌ縣内の市町村行政はバリを除く外、原則として佛國內凡ての市町村に適用せらるる一八八四年四月五日の法律によりて支配せらる。

セーヌ縣參事會はその權能、手續に關して他縣參事會と同じ規定の下にあり。然れども特別なる組織を有し、首長たる知事の外、議長一人及參事員八名より成り、後者は更に二部に分かれ、各々知事の任命する議員がその部長となる。

### 第三章 巴里都の特別的地位

巴里都は他の佛國諸市とその制度を異にし、佛國政府直接監督の下に隸屬し、特別制度を布かるる



ものなり。その原因種々あれども今その主たるものを略記すべし。

先づ第一は人口なり。巴里はその人口他市を凌ぐこと遠く、實に第二の都市たるマルセイユの五倍に相當し、一千數百年來佛蘭西の首都として全國に號令し、世人をして佛蘭西の巴里か、巴里の佛蘭西かを疑はしむるものあり。又國の主要なる造營物の多くは皆こゝに蒐り、之が爲め即ち巴里都の首都としての外容美觀を發輝せしむる爲め、國は莫大なる經費を支出し、且つ、巴里都の豫算に至りては實に巨額に上り、大戰終局の翌年度の支出額は實に四十六億九千四百〇一萬二千九百五十九法を算したるなり。かくの如き莫大なる財政力を有する巴里の獨立自治は佛蘭西共和國の到底寛容し得ざる所なりとす。次にその最も重大なる原因として政治的危險を擧ぐるを得べし。ブルボン王朝の末期より十九世紀の後半まで、即ち第三共和國創設に至る迄は佛蘭西は革命に次ぐに革命を以てし、而も巴里は常に動亂革命の醸成地となり、中心となり、一七八九年より一八七一年に至る期間に於て、時の政府を顛覆し、朝廷を滅亡せしめたる諸革命及び政治的動亂はこれ悉く巴里に胚胎し、巴里に勃發せざるものなし。巴里は時の政府にとりては實に鬼門の急所なりしなり。殊に巴里に對抗し得る大都市他になく、巴里の勢力強大なりし爲め、國內の他地方は止むなく、唯々として巴里に追蹤し、人口は全國の十分の一に過ぎざれども、その國政、國策に及ぼす影響に至りて

は、しばしば決定的大勢力を示したり。こゝに於てか、第三共和政府は政府組織後第一に巴里の行政改變に従事し、以てその政治的禍根を殲滅せんことを企圖し、こゝに首都巴里をば共和政府の直接監督下に置き、特殊なる官治行政を布くに至りしものなり。

#### 第四章 巴里都行政組織

巴里は人口二百九十餘萬、約三十平方哩の地域を有し、二十の區及び八十の小區に分かれ、所謂「特別市制」の下に佛國他都市よりも遙かに嚴格なる國家の直接監督を受け、他諸市に施行せらるる佛國市邑制の適用を見ず。

##### 巴里都行政機關

巴里都の行政は、セーヌ縣知事、警視總監、都會、及二十區の各區長、並に數人の助役、之を掌る。



一七一又縣知事（巴里都長）

セーヌ縣知事の職能は三元的にして、中央政府の代表者なるを同時にセーヌ縣及び巴里都の首長たるなり。都の代表者としては警視總監に託されたる一般保安事務及び都市警察に關する權限、竝に二十區の區長に留保せられたる一定の權限を除き、一八三七年七月十八日の法律に依り市町村長に與へられたる一般權限竝に左記の權限を行ふ。

(1) 共和八年收獲月十二日の布告第二十一條に所謂小道路行政、(2) 公道の照明、清掃、撒水、泥雪及び氷の除去、(3) 下水及び便壺の浚渫、(4) 河川、運河及び舟着場に對する設備の許可、(5) 公事に關する契約竝に賃率及びこれ等の車輛竝に市場仕入に用ゐるもの、駐車場の認可、(6) 市場に於けるあらゆる種類の市税の稅率、割當及び徵收、(7) パン製造及びその供給、(8) あらゆる種類の市の建築物の維持保存、(9) パリ都の行政事務に關する貸貸借、賣買及び入札。

又セーヌ縣知事の主なる職務は次の如し。

(1) 法律及び命令の公示及び執行、（但し一般保安方策及び都市警察に關するものを除く）、(2) 都の財産の保全及び管理、從つて又その凡ての權利の保全行爲の遂行、(3) 收入の管理、都の設備、都の

會計の監視、(4) 豫算の提出及び支出の命令、(5) 工事の指揮、(6) 都財産の賣買、貸貸借契約の締結、(7) 命令の定むる形式に於て、議員より選任せられたる二人の都會議員の補助の下に、都收入役の立會を以て爲す工事の入札、(8) 賣買、交換、分割、贈與、又は遺贈の承諾、取得、和解その他の行爲が、法律の定むる所に從ひ、認可せられたるものなる場合に於て、それ等の行爲の署名、(9) 都の事務に従事する吏員の任免、(10) 訴訟に於ける都の代表。

セーヌ縣知事は又、都會を招集し、その審議すべき事案を提出す。知事及び警視總監は都會に出席し、何時たりとも發言を求むることを得。

二 警 視 總 監

セーヌ縣の警察は司法警察、國家及個人の安全を目的とする一般警察、及び都の安寧と衛生とを監視する都市警察、の三個に區別することを得、この三者を統轄するものは即ち警視總監なり。警視總監は内務大臣の推薦に基づき、大統領の任命する所にして、その權力はセーヌ縣内の凡ての町村竝にセーネ、オワズ縣内のムドン、サン、クルウ及びセーヴルの各村に及ぶ。（但しセーヌ縣以外の町村に於ては唯共和九年の法令により與へられたる權限のみを有す）



警視總監は、その一般警察権に基き、巴里に於て外國人の爲すべき居住届出を受領し、縣に於て外國人に旅券を交付し、又乞食、及浮浪人に關する法律及命令竝に貸家、旅宿業、賭博場、競馬賭博、風俗警察に關する法律命令を執行せしむ。その他刑務所に就てはその縣の知事と同様の権限を有し、身體の安全及び秩序の維持に關して劇場警察権をも有す。更に群集を解散し、必要ある場合、所定の警告を發して兵力の出動を求め、又は火藥の取引を監視し、狩獵免許を與へ、脱走兵を搜索する等も亦皆その権限に屬する所とす。

又都市警察の首腦者としては、一七九〇年八月十六日及二十四日法第二編第三條及び第四條に據り、町村に附與せられたる権限を有す、(但し一八五九年十月十日統令に列舉せる事項に關するものを除く、これに就きては單に意見を述べ及び請求を爲すの權を有するに過ぎず)従つて警視總監は都がその権限に基き行使し得る處置を命ずることを得。而してその發する決定又は警察令は、上級官廳に依つて修正せられざる限り、當然拘束力を有するものなり。

### 三 都 會

パリ都會議員の定員は八十名にして、各小區一人の割を以つて、單記投票により選出せらる。任

期は四年にして、都豫算の經常費より六千フランを超えざる歳費を受くることを得。

巴里都會は年に四回、通常會議を開き、その各會期は十日を超ゆることを得ず。但し豫算審議の通常會議は六週間繼續することを得るものとす。都會の招集權はセーヌ縣知事にあり。然れども都會議員の三分の一以上が指定の目的に關し、都會招集を知事に對し要求したる場合は、理由を附したる布告を發し、且つ要求者に通知するにあらざれば之を拒絶するを得ず。要求者は内務大臣に訴願することを得。

都會の會議は公開なり。セーヌ縣知事及び警視總監は會議に出席し、且つ何時なりとも要求したる時發言することを得。都會は全議員の過半数の出席あらざれば會議を開くことを得ず。議決は投票の過半数を以つて決す。

各通常會議の初めに於て、都會は祕密投票により過半数を以てその議長、副議長、竝に書記を選任す。議長はセーヌ縣知事を介し議場内に於て警察權を行使することを得。

都會の權限は次の如し(他の市町村會に比し若干の特殊點あり)

(1)パリ都會は二種類の制規の議決或は決定を爲す。

一 一八三七年七月十八日法に據る制規の議決、(第十七條及び第十八條)こは知事に依り取消



されざる限り、三十日の期間を経て後、上級官廳の認可なくして當然執行力を有するものなり。

二 一八六七年七月二十四日法に據る制規の議決、こは知事と都會との意見一致せる場合は、前述と同様の條件の下に執行力を有するも、意見の一致を見ざる時は統令に據る認可に依つてのみ執行力を與へらるるものなり。(一八六七年七月二十四日法第六條及び第十七條)

(2) 都會は一八三七年法第十七條及び一八六七年法第一條に列示せられざる事項に關し、固有の意義に於ける議決を爲す。(こは知事の認可を要す)但し法律又は命令に據り、大統領令、或は立法による認可を必要とする場合を除く。

(3) 都會は他の機關が發議權を有し、行政廳が決定權を有する事項に就き、單なる意見を述べ、數種の特定事項に關しては、都會の意見を問ふことを必要とせられ、これを爲さざる時は、その行爲を無効とせらるることあり。

(4) 都會は地方的利益に關する事項につき希望を述ぶることを得。但し抗議、宣言、又は上奏を爲し、政治上の希望、一般行政に關する希望、又は大臣の指揮の下に行動する官吏に對する誹謗を爲すことを得ざるものとす。

尙、巴里都會議員は或る種の行政行爲に参加せしめらる。例之救貧事業監督委員會の中二名、公營質業監督委員會の中三名は、共に都會議員を以てこれに充つるが如きこれなり。巴里にはこの種の委員會無數あり。官治行政に對する緩和策と見らる。

#### 四 區長及助役

巴里の二十の區は法人格を有せざる單なる行政區劃に過ぎず。各區の首長は、大統領の任命する一人の區長及三人乃至五人の助役に於て、その主たる職務は、檢事總長の監督の下に行ふ戶籍吏の職務なり。その他の區政事務は凡そ左の如し。

- (1) 選舉有權者の登録、名簿作成、一切の選舉事務、及陪審人名簿作成、
- (2) 兵事關係事務、
- (3) 公課賦課、並に徵收、
- (4) 或種の鑑札認可、
- (5) 圖書館の設置、
- (6) 救濟及慈善事業、
- (7) 巴里都立銀行の支店設置、
- (8) 巴里都營質屋の出張所設置等、

以上の如く巴里都行政組織は縣行政と市行政とを結合せしめたる集合體にして、即ち極端なる中央集權組織の下にあり。二十箇の巴里行政區は倫敦の行政區が享有するが如き地方自治權を有せず、



各區長は區政につき縣知事に責任を有し、縣知事は内務大臣に職責を負ふものなり。従つて現に巴里都民一般の欲する所は、強大なる縣知事並に警視總監の權能を削減して、都民の直接監督權を獲得せんとするにあり。この目的達成の爲め、過去四十餘年間、再三、再四、改革案の提出を見られたるも、何れも通過の機會を得ず、今日に至るまでその實現の努力は繼續せられつゝあるなり。

## 維也都制

### 第一章 維也都沿革

世界大戦前の奥匈國の帝都維也は、一世の英傑フランシス、ジョセフ皇帝の治下に、現代文明の粹を採り、遠大なる計畫の下に樹立せられたる都市計畫、華麗にして清潔なる街衢、完備せる市民保健施設、或は進歩的經營法を採れる其の公營事業、等凡て現市行政の先驅として、内容、外觀共に世界に誇るべき價値ある都市なりき。

斯の如くにして、維也は日進月歩、愈々其の發展の道程を辿るべかりしに、突如南歐セルビヤの小都市に起れる兇變は世界の大戦亂を惹起し、慘憺たる奥國の戦敗は延ひて首都維也市の社會組織、政治組織を破壊し、經濟組織また其の運行を停止して、市民は一日も缺くべからざる生活資料の供給さへ得られず、一片のパン、一塊の肉をも之を求めて得られざる有様なりき。

蓋し戦争の慘禍は戦場に於ける血腥き慘状よりも、交戦各國の大都市に於ける其の經濟上、社會上



の影響にこそ眞に戦慄すべきものあり。こゝに於て世界人類の平和の維持、幸福の増進を目的として成立せる國際聯盟は之を坐視するに忍びずして、彼の有名なるジャーマン博士を管理長官として派遣し、奥國、並びに維也の復興に當らしめたり。博士の施政及び復興策は完全に成功し短期間に所期の實蹟を擧ぐることを得たるなり。

戦時戦後に亘れる悲惨なる試練に堪へ、一意復興に努力しつゝある戦敗國奥太利の都、維也の實相は紙上一片の叙述の能く盡し得る所に非ず。さきには既に祖國とたのみしオーストリア帝國の敗戦となり、其の鴻業一時に崩壊し、その領土上には新に民族的國家分立するを見、その結果強大を以て誇りし大オーストリア帝國の首都たりし維也も今や人口僅かに約六百五十萬、面積約八萬三千平方軒を有するに過ぎざるオーストリア聯邦てふ民族的小國家の首都として新興の第一步を踏み出せるなり。

さきにハツプスブルグ家を失ひ、革命の巷と化せる維也が、今や新興國都として社會政策に於て、都市政策に於て、其の理想に向つて驀進しつゝあるは、苟しくも都市政策に眼を注ぐ者の興味を惹起せざるを得ざるところなり。

## 第二章 奥國地方制度

新オーストリア聯邦の首都維也の新行政組織を述ぶるに際し、先づ同國の地方行政の大略を記せん。

同國はオーベルエステルライヒ、ニーデルエステルライヒ、ウイーン都等九個の邦より成立す。各邦と聯邦との間に於ける立法及び行政の区分は、ドイツに於けるとほぼ同じ。聯邦の立法は國民的代表機關たる國民議會之行ひ、聯邦會議は各邦の代表機關として國民議會を補佐する者なり。聯邦大統領を以て聯邦の首長とす。

各邦には邦會を設け、邦會議員は年齢二十歳以上の男女に依りて選舉せられ、又邦會は邦參事會員を選任す。邦の下に郡あり。郡には郡長を置く。郡長は主として公衆保健事務を監督す。郡の下に邑あり。各邑には邑會あり。邑會議員の任期は五箇年なり。各邑の邑長、助役及局課長は邑會議員中より互選するものなり。獨逸都市に於けるが如く、専任者を以て之に任せず、普通の邑會議員を以てするなり。



是等の局課長の任期は邑會議員のそれと同等にして、彼等は其の擔當局課の主管事項に對しては職責を負ふものなり。是等の各局課長の補佐機關として邑會議員を以て組織する特別委員會 (Fachauschüsse) 設置する。各邑の行政機關の首宰者は邑長なり。租税に關する各邑會の決議はウイーン邑の場合を除きて邦會の承認を得たる後效力を發生す。邦會は租税に關する邑會の決議を變更する事を得べし。

### 第三章 維也都行政組織

#### 首都維也の地位

人口約百九十萬人を包容し、百平方哩の地域を有する首都維也は、奧太利地方行政體系中に在りては、特殊の地位を占むるものなり。即ち邑なると同時に邦なり。同一地方行政體にして二重の地方行政體の機能を有す。以前はニーデルエステラライヒ邦の監督の下にありしも新行政法に於ては其の優越的特殊地位を認められ、從來屬せし上記の邦より獨立して一邦を構成するに至れるものなるが故に、維也は獨逸のハンブルグ市やブレーメン市の如く獨立市を爲すものなりとす。

#### 維也都制の概略

都の行政機關は左の如し。

- 一、都會
- 二、都長
- 三、都元老院、及各個々の都吏員を兼ねる都參事會員
- 四、都委員會
- 五、都參事會
- 一都會

都會は一般議決機關にして、中央的に重要な行政事務に對して決定權を保有し、事務執行の監督、豫算案の議定、會計検査の權限を有す。

都會は二十歳以上の男女有權者が比例選舉制の下に、一般、直接、無記名選舉に依りて公選せる百二十名の議員より成る。(從來百六十五名なりしを一九二三年に改正せり) 被選舉資格者の年齢は二十



四歳以上なり。議員の任期は五箇年とす。  
都會の議決能力は議員數の三分の一の出席によりて與へらる。

## 二 都 長

都長は都會によりて選舉せらる。(都長は都會議員たることを要せざるも都會議員の職に選舉せらるゝことを妨げず) 都長は都會に對して法規に忠實なる注意を拂ひ、都長の職務を最善の知能と良心とに従つて全うすることを誓約するものなり。

都長は都行政の首長の地位に立ち、一般都行政を指揮監督す、(都長は都内の警察權を保有し、警察行政に關して責任を有するものなり)

都長は外部に向つては法人としての都を代表し、行政事務に關しては都會に對して責を負ふものとす。而して又都會の議事に關して制限を附せられたる拒否權を保有す。都長は元老院の同意を以て事務規定及事務範圍を都參事會に對して發令す。緊急の場合(若し其の事件を處理するを遲滯する場合)には大なる不利益を來す場合)には其の事件が都の權限内に起りたる時は都長は、都長の責任

て都會又は都委員會若しくは元老院によらず處分命令を爲すことを得べし。

都長は都元老院の議長にして亦、都委員會及都會に議席を有す。然れども都長は同時に都會議員たる場合のみ投 權を有するものとす。都會議長に選舉せらる場合も亦都會議員たることを要す。

都長は都參事會長をも兼ね。都吏員を兼ねる都參事會員、都及都の施設に従事する職員の總ては都參事會長に従屬し、會長の命令に従ふの義務を有す。

都長は都長によりて指名され又は其の者無き時は元老院にて指名したるシュタットラート(Stadtrat)によりて代理せらる。

## 三 都元老院及各個々の都吏員を兼ねる都參事會員

### (イ) 都 元 老 院

都元老院は都會が各黨派の勢力に比例して選出する一定數(九人以上)の議員及び都長より成立す。

此の元老院議員の中二人は助役として選ばれ、而して其の中一人は第一位の黨派より、他の一人は



第二位の黨派より選出せらるべきものなり。元老院議長は都長これを兼ねるものとす。元老院の職能は都會の活動範圍にある事項、特に豫算及決算に關する事項の豫備討議を爲し、緊急の場合には都會又は各都委員會に代つて議決を爲す。また都會及び都參事會に明かに屬せざる一切の事項について決議し、都參事會の提案に基き都吏員を任免す。

元老院は又都の自治的活動範圍に於て、都參事會及區吏員、或は區長の處理に對する訴訟又は區會の決議に對する審判所たり。

(ロ) 都吏員を兼ねる都參事會員

都會は都元老院の推薦により、都參事會員を「都吏員を兼ねる都參事會員」(Amisführer der Statrat)なる名稱の下に行政各部を擔當せしむ。

都吏員を兼ねる都參事會員が、都會に於て信任を失ひたる時は、同都參事會員は其の參事會員たる資格を失ふ。かゝる不信任は都長又は都會議員の四分の一によりて提出せらるるものなり。

四 都 委 員 會

各行政部門には各々都委員會を置く。これ即ち法規上他の都機關に屬せざる都の獨立權限内の各行政事務に關する都の議決機關なり。

同都委員會は各部門擔任の都吏員を兼ねる都參事會員及び政黨の勢力に比例して選出せられたる十人以上の都會議員より成立す。

會長及二名以上の代理者を委員中より選ぶ。會議の召集は都吏員を兼ねる都參事會員之を行ひ、委員會は委員の三分の一の出席によりて決議權を與へらる。都長は各委員會に投票權を有するも、こは單に參考的のものとす。

五 都 參 事 會

都參事會は都の執行機關にして、第一次に於ける各行政事務の處理及決定を與ふるものなり。而して參事會は都長の指揮及責任の下に都に屬する地方警察權を把持し、又地方警察事務に關して一般の指令及禁令を刑罰制裁を附して發布す。

都參事會は都長、事務總長、都吏員を兼ねる參事會員、專問吏員、行政吏員及必要なる補助員より成立す。



都參事會には各行政事務のため、七個の行政局從屬す。各局を更に課に分ち、各都委員會に屬する各行政部門に適應せしめらる。又區行政の爲め都參事會に從屬する二十一個の區役所あり。都の各行政七局は左の如し

- 一、總務局
- 二、財務局
- 三、公安保健局
- 四、住宅局
- 五、土木局
- 六、食料局
- 七、庶務局

此の外尙第八局として都公營事業局あり。此は都參事會に從屬せず、獨立性を有するものとす。各局の長には都吏員を兼ねる都參事會員を置き、各局長は都會の規定による法規によりて自己の局長としての行動に對しては相應せる職責を負ふべきものなり。各局の總指揮は都長これにあたる。(參事會の行政吏員の數は一九二六年一月には一萬八千三百三十

四人の多きに達せり。)

### 維也の區行政

維也の區行政は全都域を二十一個の行政區に區劃し、各區夫々區會あり。區の任務範圍は都會の決議に依りて定まる。

#### 區會及區長

區會は三十名の議員より成る、選舉資格及被選舉資格は都會に於けると同じ。區會議員は同時に都會議員たることを得ず。

區會議長は、區長、並に黨派の強弱に比例して區會の選出したる副區長を以てこれに充つ。

區會は都會によりて解散さるゝものとす。

區長は都の一執行機關にして區の權限に屬する範圍に於て、區政を主宰し、都長の指揮命令を受け都長の補佐役を爲す。



#### 第四章 邦としての維也

前述せるが如く、ウイーン都は同時にウイーン邦なるが故に都會は同時にウイーンの邦議會にして、都長は即ち邦の首長、都元老院は邦政府、都事務總長 (Magistratsdirektor) は同時に邦行政長官、都參事會は同時に邦政府の行政官廳なり。

従つて各總ての邦にまかされたる事項に就ては立法權は都會に屬す。

法律議案は先づ最初に都委員會にて審議され、それより邦政府としての元老院に提出せられ、最後に邦議會としての都會の二讀會を通過して終る。

邦の行政執行は邦政府たる都元老院によりて行はる。

邦行政の經費は都の豫算に於て審議せられ、別に邦個有の邦豫算なるものなし。

邦政府の行政官廳としての都參事會が行ふ内務行政の長官には、邦行政長官としての都事務總長あり。彼は亦間接的の邦行政の事項に於ては邦長としての都長の補佐機關たり。



L. 10

11

12

2230  
14

東京市厚  
事務局  
寄贈

東京市厚  
事務局  
15



非賣品  
(以印刷代謄寫)